

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第四号

昭和二十七年六月四日(水曜日)

午後二時二十分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君
理事井手 光治君 理事並木 芳雄君
理事前田 種男君
石原 登君
押谷 富三君 鍛冶 良作君
菅家 喜六君 島田 末信君
田淵 光一君 中野 武雄君
野村専太郎君 原 健三郎君
多田 勇君 亘 四郎君
河野 金昇君 鈴木 義男君
立花 敏男君 武藤運十郎君

出席政府委員

総理府事務官 (主計) 選挙管 吉岡 惠一君
総理府事務官 (主計) 選挙管 局員 金丸 三郎君
総理府事務官 (主計) 選挙管 局員 三浦 義男君
衆議院法制局参事(第一部長)

本日の会議に付した事件

公職選挙法改正に関する件
小委員会の報告聴取に関する件

○小澤委員長 ただいまより会議を開きます。

公職選挙法改正に関する問題を議題に供します。

この際小委員会の経過を簡単に御報告申し上げます。すでに御承知のよう

に、第十、第十一、第十二、今回の十三回と約一年間にわたつて公職選挙法改正に関する小委員会は案の内容を検討して参りましたが、ようやく本日結論を得ましたので、ここに御報告を申し上げまして、御了承を得たいと存ずるものであります。略式であります。その内容につきましては三浦法制局第一部長から御報告してもらいます。

公職選挙法改正案要綱

(衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員小委員会の協議案)

一、選挙に関する区域(一八三)

町村長及び町村の教育委員の選挙についても特別の事情(町村の合併等)がある場合には、町村の区域を分けて開票区を設定し得るようになすこと。

一、補充選挙人名簿(二二)

補充選挙人名簿調製の場合の選挙人の年令及び住所期間は、補充選挙人名簿調製の期日(現行、選挙の期日)により算定することに改めること。

二、選挙期日の公示又は告示(三三)

選挙期日の公示又は告示は、次のように行うこと。
(1) 衆議院議員
選挙期日前二十五日(現行三十日)
(2) 参議院議員

選挙期日前三十日(現行通り)

(3) 知事、都道府県教育委員
二十五日(現行三十日)

(4) 都道府県議員
五大市の長、議員及び教育委員
二十日(現行通り)

(5) 市(五大市を除く。)の長、議員及び教育委員
十五日(現行二十日)

(6) 町村の長、議員及び教育委員
十日(現行二十日)

三、代理投票(四八、令三七、三九一)

(1) 代理投票においては、補助者二人を選任し、その一人に選挙人が指示する候補者の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない旨の規定(令三七)を法律に設けること。

(2) 右の記載補助者の不正行為に對して詐偽投票と同程度の罰則を設け(二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金)新二二七の二、立会補助者の義務違反に對しては立会人の義務懈怠罪と同程度の罰金を科すること(二千五百円以下の罰金—二三八)。

四、不在者投票(四九、令五〇—五六)

疾病等のため歩行が著しく困難であるべきことを事由とする不在者投票(所謂在宅投票)は、これを廃止し、不在者投票管理者が管理する一定の投票記載所においてするのみに限り認めること。(在宅投票の際に伴い医師の証明書制度は不用となる。又在宅投票の場合の代理投票も認められないこととなる。)

五、開票立会人及び選挙立会人(六二、七六)

開票立会人又は選挙立会人として届出のあつた者が十人の定数を超えた場合、その互選制を廃止し、くじによつてその立会人を定めること。
六、投票の効力(六八、新六八の二)
同一氏名、同一氏又は同一名の候補者が二人以上ある場合これに對する投票において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票も有効とし、その投票は、開票区ごとく比例して按分加算すること。
七、立候補の届出(八六)

立候補の届出は、選挙期日の公示又は告示の日から次の期限までとする。

(1) 衆議院議員

選挙期日前十五日(現行十日)

(2) 参議院議員
(イ) 全国選出
二十日(現行通り)
(ロ) 地方選出
二十日(現行通り)

(3) 知事、都道府県教育委員
十五日(現行通り)

(4) 都道府県議員
五大市の長、議員及び教育委員
十日(現行通り)

(5) 市(五大市を除く。)の長、議員及び教育委員
十日(現行通り)

(6) 町村の長、議員及び教育委員
五日(現行十日)

八、供託金及び公営分担金(九二—九四)

(1) 供託金の没収(九三二)

選挙期日前十日以内に立候補を辞退した場合に限らず、それ以前に立候補を辞退した場合においても原則として供託金を没収すること。
(2) 公営分担金制度を廃止し、供託金の額を次のように改めること。

	供託金	分担金
衆議院議員	十萬円(現行三萬円)	(現行二萬円)
参議院議員	十萬円(現行三萬円)	(現行二萬円)
知事	二萬円(現行一萬円)	なし(現行通り)
市議	十萬円(現行三萬円)	(現行二萬円)
市議	一萬円(現行五千円)	なし(現行通り)
市長	二萬五千円(現行一萬五千円)	なし(現行通り)
市教委	四萬円(現行一萬円)	(現行一萬円)
市教委	一萬円(現行五千円)	なし(現行通り)
町村の長、議員、委員	なし(現行通り)	なし(現行通り)

九、地方議会の議員の再選挙及び補欠選挙(一一〇二、一一三二)
議員の欠員が一定数に達しない場合地方公共団体の他の選挙があるときは、これと同時に再選挙又は補欠選挙を行うべきこととなっているが、その場合の「他の選挙」の範囲を同一地方公共団体の選挙に限定すること。

十、在任期間を異にする教育委員の選挙の場合の当選人(一一五九)
新設の教育委員会の委員の合併選挙の場合における当選人の決定についても本法の適用があるように改めること。

十一、長の決選投票(二六六、九五、九七、九八、一一二、一一七、一一八、一二八、一二九、一四二、一四四、一五二、一六〇、一六七、一七二の二、一七三、一八九、一九四、一九七、二〇二、二〇六)
長の決選投票の制度を廃止するとともに法定得票数(現行三〇)を

引き下げ(一七)、これに達するものないときは再選挙を行うものとする。

十二、同時選挙の場合の選挙期日の告示(一九)
縦の同時選挙の場合における選挙期日の告示については、それぞれの選挙ごとに定める告示期限内によるようにすること。(告示を行うものは従来通り都道府県の選挙管理委員会とすること。)

十三、同時選挙の場合の立会人(二二三)
同時選挙の場合の開票立会人及び選挙立会人は、各選挙を通じて定めることとなっているのを各選挙毎に定めるように改めること。

十四、選挙運動の期間(三一三四、八六、一一九、一二九)
選挙運動の期間は、次のように短縮すること。

十五、選挙事務所(一三〇、一三二)
(1) 参議院全国選出議員の選挙事務所に関する届出は、当該事務所を設置した都道府県選挙管理委員会にも届出を要するものとする。
(2) 衆議院議員、参議院(地方選出)議員及び都道府県知事の選挙における選挙事務所は、候補者一人につき、原則として一箇

選挙種別	公示又は告示	立候補締切	立候補届出期間	選挙運動期間
衆議院議員	選挙期日前二五日 (現行三〇日)	選挙期日前一五日 (現行一〇日)	公示又は告示の日から (現行二〇日間)	最大限 二五日間 最小限 一五日間 (現行一〇日間)
参議院議員	〃	〃	〃	〃
知事及び都道府県教育委員	〃	〃	〃	〃
都道府県議員、五大市の長、議員、教育委員	〃	〃	〃	〃
市(五大市を除く)の長、議員、教育委員	〃	〃	〃	〃
町村の長、議員、教育委員	〃	〃	〃	〃

所(現行二箇所)とすること。
十六、未成年者使用の選挙運動の禁止(新二三七の二)
何人も、年令満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでないものとする。
十七、戸別訪問(一三八、一七八)
(1) 戸別訪問は、候補者と雖も全

面的に禁止すること。
(2) 選挙期日後の挨拶行為としての戸別訪問も、全面的に禁止すること。
十八、署名運動の禁止(新二三八の二)
何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることができないものとす

ること。
十九、飲食物の提供の禁止(二三九)
飲食物の提供については、湯茶に限り認められていたのを茶菓(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子をいう。)に改める

(イ) 衆、参(地)の選挙

都道府県の選挙
五大市の選挙

自動車又は船舶

拡声機

(ロ) 参(市)の選挙

自動車又は船舶

(ハ) 市(五大市を除く。)町村の選挙

自動車
拡声機
船舶

(2) 自動車又は船舶については、両者に共通する証明書及び表示を用いるものとする。

(3) 都道府県の議員並びに五大市の議員及び教育委員の選挙に使用する所定の選挙運動用自動車の費用は、選挙運動の法定費用に算しないことに改めること(一九七)。

二十一、無料葉書(二四二)

衆議院議員選挙の特例として、選挙公報の字数を増加することとし、無料葉書の枚数を一万枚(現行三万枚)に減少すること。

二十二、文書図画の掲示(一四三—一四五、一四七)

(1) 文書図画のうち選挙運動用ポスター(一四三條一項五号)の掲示は、参議院全国選出議員の選挙の場合を除き、全面的に禁止

こと。
二十、自動車、拡声機及び船舶の使用(二四二、一九七)

(1) 自動車、拡声機及び船舶の使用については、次のようにすること。

何れか一台又は一隻(現行、自動車一台及び船舶一隻)
(現行、二揃)

通じて三台又は三隻(現行、自動車三台及び船舶三隻)

(現行、市一台、町村制限なし)
(現行、市二揃、町村制限なし)
(現行、市一隻、町村制限なし)

すること。

(2) 参議院全国選出議員の選挙運動用ポスターについては、原則として現行通りとするが、次の点につき改めること。

(イ) 公共施設に対する掲示の禁止はこれを緩和し、橋梁、電柱、公営住宅等に掲示し得るようになすこと。

(ロ) 選挙運動用ポスターにはその表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を必ず記載すること。

(3) 連呼行為に使用される諸車(自動車を除く。)には、ポスター、立札及びちようちんの掲示を認めること(現行は選挙運動用そりの場合に限る—一四三條一項三号)。

(4) 立札及び看板の類の規格を定

めること。
(5) ちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その規格を定めること。

二十三、新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由(新一四八三、新一四八の二、新一四八の三)

(1) いわゆる選挙めあての新聞紙又は雑誌を禁止するため、次のような規定を設けること(新一四八三、新一四八の二)。

(イ) 第四百四十八條第三項

3 前二項の規定の適用について新聞紙及び雑誌とは、選挙運動の期間中に限り、左の条件を具備するものをいう。

一 新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期に有償頒布するものであること。

二 三種郵便物の認可のあるものであること。

三 当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来、前二号に該当し、引き続き発行するものであること。

四 新聞紙にあつては社団法人日本新聞協会その他社団法人たる新聞協会の会員、雑誌にあつては社団法人日本出版協会、社団法人全国出版協会その他社団法人たる出版協会の会員であること。

(ロ) 第四百四十八條二の 何人

も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者に対し金銭、物品その他財産上の利益の供與、その供與の申込若しくは約束をし又は要請し、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させることができな

2 新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者は、前項の供與、要請接待を受け若しくは要求し又は前項の申込を承諾して、選挙に関する報道及び評論を掲載することができるがでない。

3 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて、新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載し又は掲載させることができない。

(2) 新聞紙及び雑誌が選挙に関する人気が投票の経過又は結果を掲載する行為は、これを禁止すること(新一四八の三)

二十四、放送—政見放送、経歴放送(二五〇、一五一、新一五一の二、一五一の三)

(1) 政見放送については、日本放送協会の外民間放送をも利用しうる途を開き、政見放送は録音によりそのまま放送しなければ

ならないものとする(一五〇一後段)。

(2) 放送(日本放送協会及び民間放送)においては、虚偽の事項を放送し又は事実を歪曲して放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならないこと(新聞紙、雑誌の場合と同様(新一五一の二))。

(3) 何人も、この法律に規定する場合を除く外、放送設備(有線電気通信設備を含む。)を使用して、選挙運動のために放送をし、又はさせることができな

二十五、公営立会演説会(一五三)

(1) 公営立会演説会開催の主体を次のように拡充すること。

(イ) 市においては、人口概ね四万(現行五万)を一単位として行うものとする。

(ロ) 町村においては、人口概ね四千以上(現行五千以上)の町村で都道府県の選挙管理委員会会の指定するものはこれを行うものとする。

(2) 立会演説会における代理者の演説回数(制限現行(三分の一))を撤廃すること。

二十六、任意制公営立会演説会(一六〇の二)

任意制公営立会演説会の制度を都道府県及び五大市の議員の選挙の場合にも拡張すること。(現行市町村長の場合に限る)。

設を使用している場合を含む。)に
おいては、選挙運動のため、録音
機を使用して演説をすることを妨
げないものとする。

二十七、個人演説会(一四三、一六
一―一六四、新二〇一の三)
衆議院議員選挙の特例として、
個人演説会については、次のよう
に定めること。

(1) 個人演説会の開催

(イ) 候補者のためにする個人
演説会(公営施設使用の個人
演説会及びそれ以外の施設使
用の個人演説会)は、候補者
一人につき、四十回以内行
うことができるものとするこ
と。

(ロ) いかなる名義をもつてす
るを問わず、選挙運動のため
にする座談会、建物その他の
施設の構内において行う演
説会は、前記(イ)の個人演説
会とみなすこと。

(ハ) 前記(イ)の適用について
は、候補者が共同し又は候補
者のために合同して演説会を
行う場合においても、その都
度、各候補者につきそれぞれ
一回として計算するものとす
ること。

(ニ) 個人演説会においては、
候補者以外の者も演説するこ
とができること。

(ホ) 個人演説会を行う場合に
は、その期日前二日までに、
候補者から使用すべき施設、
開催すべき日時及び候補者の
氏名を文書で市町村の選挙管

理委員会に申し出るととも
に、所定の帳簿を示し、これ
に個人演説会の回数を確認を
受けなければならないこと。

(ヘ) 個人演説会の回数には、
天災その他不可抗力による場
合を除く外、その実施しな
かつた回数も算入すること。

(2) 個人演説会表示のためにする
掲示

(イ) 個人演説会を開催する場
合候補者一人につき前記(1)
の制限回数内において行うもの
を限り、演説会開催当日、候
補者の氏名、党派別、演説会
開催の日時及び演説会場を表
示する立札(一箇)を、会場前
の公衆の見易い場所に見易い
方法をもつて公営により掲示
すること。

(ロ) 個人演説会においては、
前記(イ)の立札の外、候補者
の負担において、演説会場を
表示するちようちん(一箇)を
掲示し得ること。

(ハ) 前記のちようちんの大き
さについては、一定の制限を
設けること。

(ニ) 個人演説会告知用のポス
ター(タイプロイド型)を候補者
一人につき四百枚を認めるこ
と。

二十八、演説会の禁止(新二〇一の
四)
衆議院議員選挙の特例として、
この法律に定めるところの立会演
説会及び個人演説会を除く外、選
挙運動のためにする演説会(座談

会を含む)は、いかなる名義をも
つてするを問わず、開催すること
ができないものとする。

二十九、街頭演説(新一六四の二)
(1) 選挙運動のためにする街頭演
説(屋内から街頭に向つてする
演説を含む)については、一定
の証明書及び標旗を所持し、演
説者がその場所に駐つてする場
合でなければ、これを行うこと
ができないこと。

(2) 右の証明書及び標旗は、当該
選挙管理委員会が候補者一人に
つき各一(衆議院全国選出議員
については各十五)を交付する
こと。

三十、連呼行為(新一六四の四、一
六六の二)
(1) 選挙運動のため、特定の候補
者の氏名若しくは政党その他の
政治団体の名称の連呼行為又は
演説会若しくは街頭演説の告知
のための連呼行為については、
街頭演説用の標旗を掲げて、選
挙運動用自動車若しくは船舶の
上において又は自動車以外の諸
車(一台に限る、道路交通取締
法第二條第四項参照)の上にお
いてする場合でなければ、これ
を行うことができないこと。

夜間の連呼行為の禁止事項に
演説会又は街頭演説の告知の場
合を加え、禁止時間を午後九時
(現行午後十時)からとするこ
と。(一六六の二)。

三十の二、標旗を要する選挙運動の
運動員(新一六四の五)
街頭演説及び連呼行為において

は、選挙運動に従事する者(運転
手、助手その他労務を提供する者
を含む)は、公職の候補者一人に
ついて、十五人を超えてはなら
ないものとし、一定の腕章を着ける
ものとする。

三十一、選挙公報(一六七―一七二
の二、新二〇一の五)
(1) 条例の定めるところにより、
すべての地方選挙についても、
原則として選挙公報を発行し得
るようにすること。(現行五大
市長の場合に限る。)

(2) 選挙公報は、選挙期日前五日
(現行三日)までに配布するもの
とし、但し、同時選挙の場合には
条例の定める期日までとするこ
と。

(3) 衆議院議員選挙の特例とし
て、掲載文字の字数は、千五百字
(現行五百字)に増加すること
(新二〇一の五)。

三十二、候補者の氏名等の掲示(一
七三―一七五)
衆議院全国選出議員の選挙以外
の選挙における選挙運動用ポス
ターの禁止に伴い、現行の公営に
よる候補者の氏名等の掲示制度を
活用し、掲示箇所、掲示方法、掲
示期間等に改善を加えること。

三十三、投票所内の氏名等の掲示
(新一七五の二)
選挙当日、投票所内の投票記載
所のボックスごとに、その適当な
箇所に、候補者の氏名及び党派別
(教委の候補者についてはその氏
名のみ)を公営により掲示するこ
と。

右の掲載の順序は、市町村の選
挙管理委員会がくじで定めるこ
と。

三十四、選挙運動の收支報告書の提
出(一八九)
選挙運動の收支報告書は、中間報
告を廃止し、選挙期日から十五日
以内に精算の上一回報告させるこ
と。(精算後のものについては現
行通りその都度報告させること。)

三十五、法定選挙運動費用(一九四、
一九五、新二〇一の六)

衆議院議員選挙の特例として、
選挙運動費用は、経済の実状に即
せしめるため、その基準額を四円
(現行二元)に引き上げ、これを法
定すること。

三十六、実費弁償及び報酬の基準額
新(一九七の二)
当該選挙管理委員会は、選挙運
動に従事する者に対する交通費、
宿泊費、弁当料等の実費弁償及び
労務者に対する報酬についての基
準額を定めることができる旨の規
定を設けること。

三十七、選挙運動期間中の政党その
他の政治活動(新二〇一の七、新
二〇一の八)
衆議院議員選挙の特例として、
政党その他の政治団体の政治活動
について次のような規正を行うこ
と。

(1) 選挙運動の期間中に限り、政
党その他の政治団体の政治活動
のうち、政談演説会の開催、ポ
スターの掲示及び自動車の使用
による宣伝については、次の制
限を設けること。

れぞれこれに加えるものとす
る。この場合において一票未満
の端数を生じたときは、その端
数は、切り捨てる。
第八十六條第一項を次のように
改める。

公職の候補者とならうとする
者は、当該選挙の期日の公示又
は告示があつた日から、左の各
号の区分による日までに、文書
でその旨を当該選挙長に届け出
なければならぬ。

一 参議院議員の候補者にあ
つては、その選挙の期日前
二十日

二 衆議院議員、都道府県知
事及び都道府県の教育委員
会の委員の候補者にあつて
は、その選挙の期日前十五
日

三 都道府県の議会の議員並
びに市の議会の議員、長及
び教育委員会の委員の候補
者にあつては、その選挙の
期日前十日

四 町村の議会の議員、長及
び教育委員会の委員の候補
者にあつては、その選挙の
期日前五日

同條第三項中「参議院(地方選
出)議員」及び「(全国選出)」を削
り、第五項中「第三十三條(長の任
期満了に因る選挙)第三項」を「第
三十三條(長の任期満了に因る選
挙)第六項」に改める。

(四) 第九十二條第一号、第二号及び
第四号中「三万円」を「十万円」に、
第三号中「二万円」を「二万円」に、

第五号及び第八号中「五千円」を
「二万円」に、第六号中「一万五千
円」を「二万五千円」に、第七号
中「一万円」を「四万円」に改める。

(四) 第九十三條第二項本文中「選挙
の期日前十日以内」にその「を削
る。

(四) 第九十四條を次のように改め
る。

第九十四條 削除

(四) 第九十五條第一項第五号中「八
分の三」を「四分の一」に改める。

(四) 第九十七條第一項中「又は第百
十八條第二項(長の決選投票にお
ける同点者の場合)」の規定の適用
を受けた得票者」を削り、第三項
中「又は第百十八條第二項」を削
る。

(四) 第九十八條中「若しくは第百十
八條第二項(長の決選投票におけ
る同点者の場合)」を削る。

(四) 第一百十條第二項第二号中「地方
公共団体の他の選挙」を「同一の
地方公共団体の他の選挙」に改め
る。

(四) 第一百十二條第二項中「又は第百
十八條第二項(長の決選投票にお
ける同点者の場合)」を削る。

(四) 第一百十三條第二項第四号中「地
方公共団体の他の選挙」を「同一の
地方公共団体の他の選挙」に改め
る。

(四) 第一百五條第九項中「前項の規
定により」を削る。

(四) 第一百七條及び第百十八條を次
のように改める。
第百十七條 削除
第百十八條 削除

(四) 第一百十九條第三項中「第一項の
規定により都道府県の議会の議員
の選挙と都道府県知事の選挙又は
都道府県の教育委員会の委員の選
挙を同時に行う場合の選挙の期日
及び及び「少くとも三十日前(都
道府県の議会の議員の選挙と市町
村の選挙を同時に行う場合にあつ
ては、二十日前)」を削る。

(四) 第一百二十三條第一項中「第三十
六條(一人一票)の下に」及び第六
十二條(開票立会人)を、選挙会の
区域が同一であるときは、「の下に
」第七十六條(選挙立会人)に規定
するものを除く外」を加える。

(四) 第一百二十八條を次のように改め
る。
第百二十八條 削除

(四) 第一百二十九條中「若しくは」を
「又は」に改め、「又は第百十七條
第二項(長の決選投票の場合)」の規
定による告示の日」を削る。

(四) 第一百三十條第二項中「中央選挙
管理委員」の下に「及び当該選挙事
務所を設置した都道府県の選挙管
理委員会」を加える。

(四) 第一百三十一條第一項中「又は都
道府県知事」を、「都道府県知事又
は都道府県の教育委員会の委員」
に、「二箇所まで設置することが
できる。」を「一箇所とする。」に、
第三項中「又は教育委員会の委員」
を「又は市町村の教育委員会の委
員」に改め、同項但書を削る。

(四) 第一百三十七條の次に次の一條を
加える。
(未成年者の選挙運動の禁止)
第百三十七條の二年齢満二十年

未満の者は、選挙運動をするこ
とができない。

2 何人も、年齢満二十年未満の
者を使用して選挙運動をすること
ができない。但し、選挙運動の
ための労務に使用する場合は、
この限りでない。

(四) 第一百三十八條第一項但書を削
る。
第百三十八條の次に次の一條を
加える。

(署名運動の禁止)

第百三十八條の二 何人も、選挙
に関し、投票を得若しくは得し
め又は得しめない目的をもつ
て、選挙人に対し署名運動をす
ることができない。

(四) 第一百三十九條但書中「湯茶」を
「茶菓(湯茶及びこれに伴い通常用
いられる程度の菓子をいう)」に
改める。
第百四十一條第一項を次のよう
に改める。

主として選挙運動のために使
用される自動車(道路交通取締
法(昭和二十二年法律第百三十
号)第二條第五項に規定する諸
車をいう。以下同じ)、拡声機
及び船舶は、公職の候補者一人
について、左の各号に規定する
ものの外は、使用することがで
きない。

一 衆議院議員、参議院(地方
選出)議員、都道府県の議会
の議員、都道府県知事及び都
道府県の教育委員会の委員並
びに地方自治法第百五十五
條第二項(区を設ける指定市)

の市の議会の議員、長及び教
育委員会の委員の選挙

自動車一台又は船舶一隻及
び拡声機一機
二 参議院(全国選出)議員の選
挙
自動車三台又は船舶三隻
(両者を使用する場合は通
じて三)及び拡声機三機

三 市(第一号の市を除く)、町
村の議会の議員、長及び教育
委員会の委員の選挙
拡声機一機

同條第二項中「証明書」の下に
「自動車と船舶については両者に
通用する証明書」を、第三項中
「表示の下に(自動車と船舶につ
いては両者に通用する表示)」を加
える。

(四) 第百四十二條第一項第五号但書
及び第六号但書を削り、第三号を
第四号とし、以下一号ずつ繰り下
げ、第一号及び第二号を次のよう
に改める。

一 衆議院議員の選挙にあつて
は、公職の候補者一人につい
て一万枚

二 参議院(全国選出)議員の選
挙にあつては、公職の候補者
一人について五万枚、参議院
(地方選出)議員の選挙にあつ
ては、公職の候補者一人につ
いて三万枚

三 都道府県知事の選挙にあつ
ては、公職の候補者一人につ
いて三万枚

同條第二項中「第三号」を「第四
号」に、「第四号から第六号」を「第
五号から第七号」に改める。

例 第四百四十三條第一項中「揭示す

ることができない。」の下に「但し、第四百四十四條(参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター)に規定する場合は、この限りでない。」を加え、同項第三号中「主として選挙運動のために使用される

3 第一項に規定する立札及び看板の類は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならない。

4 第一項の規定により揭示することができらるちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルを超えてはならない。

例 第四百四十四條の見出しを「(参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター)」に改め、同條第一項を次のように改める。

選挙運動のために使用するポスターは、参議院(全国選出)議員の選挙の場合に限り、揭示することができ。但し、その数は、公職の候補者一人について、二万枚を超えてはならない。

同條第二項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員)を「中

央選挙管理委員」に、「参議院(全国選出)議員の候補者のポスター」については、本人の申請により、「当該候補者の申請により、」に改め、同條に次の一項を加える。

4 第一項のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載しなければならない。

例 第四百四十五條第一項中「第四百四十三條(文書図画の揭示)第一項第五号」を「前條」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、橋りょう、電柱、公営住宅その他命令で定めるものについては、この限りでない。

同條第二項中「第四百四十三條第一項第五号」を「前條」に、「その所有者又は管理者」を「その管理者(居住者を含む)、管理者がない場合にはその所有者」に改める。

例 第四百四十七條第一項中「(ポスターの数を)を(参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター)」に、第二項中「第四百四十三條第一項第五号」を「第四百四十四條」に改める。

例 第四百四十八條第一項中「新聞紙」の下に「これに類する通信類を含む。以下同じ。」を加え、同條に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用について新聞紙及び雑誌とは、選挙運動の期間中に限り、左の条件を具備するものをいう。

一 新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期に有償頒布するものであること。

二 第三種郵便物の認可のあるものであること。

三 当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来、前二号に該当し、引き続き発行するものであること。

四 新聞紙にあつては社団法人日本新聞協会その他社団法人たる新聞協会の会員、雑誌にあつては社団法人日本出版協会、社団法人全国出版協会その他社団法人たる出版協会の会員であること。

例 第四百四十八條の次に次の二條を加える。

例 第四百四十八條の二 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者に対し金銭、物品その他の財産上の利益の供與、その供與の申込若しくは約束をし又は賛成接待、その申込若しくは約束をして、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させることができな

2 新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者は、前項の供與、賛成接待を受け若しくは要求し又は前項の申込を承諾して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載することができない。

3 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて、新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載し又は掲載させることができない。

(新聞紙、雑誌の人氣投票掲載の制限)

第四百四十八條の三 新聞紙又は雑誌は、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人氣投票の経過又は結果を掲載することができない。

例 第四百五十條第一項中「当該公職の候補者は、」の下に「政令の定めるところにより、」を、「日本放送協会」の下に「及び一般放送事業者」を、「その政見を無料で放送することができ。」の下に「この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その政見を録音し、これをそのまま放送しなればならない。」を、第三項中「日本放送協会」の下に「及び一般放送事業者」を加える。

例 第四百五十一條の次に次の二條を加える。

(選挙放送の公正確保)

第四百五十一條の二 日本放送協会及び一般放送事業者は、選挙に関し、虚偽の事項を放送し又は事実を歪曲して放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

放送設備(有線電気通信設備を含む)を使用して、選挙運動のために放送し又は放送をさせることができない。

例 第四百五十二條の見出しを、「義務制公営立会演説会」に改め、同條中「(第百十七條第一項(決選投票の場合)の選挙を除く。)」を削る。

例 第四百五十三條第一項中「五千」を「四万」に、第二項中「五万」を「四万」に改める。

例 第四百五十四條を次のように改める。

(立会演説会における演説者)

第四百五十四條 立会演説会においては、当該選挙における公職の候補者が演説を行うものとし、当該公職の候補者が演説を行うことができないときは、その代理として一人を限り、自己の行うべき立会演説会において演説を行わせることができる。

例 第四百六十條の二第一項中「市町村長の選挙(第百十七條第一項(決選投票の場合)の選挙を除く。)」については、市町村は、「都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、地方自治法第百五十五條第二項(区を設ける指定市)の市の議会の議員及び市町村長の選挙については市町村は、それぞれ」に改める。

例 第四百六十四條の次に次の四條を加える。

(個人演説会における録音盤の使用)

第四百六十四條の二 個人演説会(第百六十一條(公営施設使用

の個人演説会)に規定する施設以外の施設を使用する場合を含む)においては、選挙運動のため、録音機を使用して演説をすることを妨げない。

(街頭演説)

第百六十四條の三 選挙運動のためにする街頭演説(屋内から街頭へ向つてする演説を含む。以下同じ)は、演説者がその場所に駐り、第二項に規定する証明書を携帯する者が現在し、且つ、同項に規定する標旗を掲げる場合でなければ、行うことができない。

2 選挙運動のために街頭演説をしようとする場合には、公職の候補者は、予め当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員)の発行する証明書及びその定める様式の標旗の交付を受けなければならない。

3 前項の証明書及び標旗は、公職の候補者一人について、各一(参議院全国選出議員の場合にあつては各十五)を交付する。

4 第一項の証明書及び標旗は、当該公務員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(連呼行為の制限)

第百六十四條の四 何人も、選挙運動のため、特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又は演説会若しくは街頭演説の告知を連呼してはなら

ない。但し、前條に規定する標旗を掲げて、第百四十一條第一項(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車若しくは船舶の上において又は道路交通取締法第二條第四項(諸車の定義)に規定する諸車で自動車以外のもの(一台に限る。)の上においてする場合は、この限りでない。

(標旗を要する選挙運動の運動員)

第百六十四條の五 前二條の規定による街頭演説及び連呼行為においては、選挙運動に従事する者(運転手、助手その他労務を提供する者を含む)は、公職の候補者一人について、十五人を超えてはならない。

2 前項の規定による選挙運動に従事する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員)の定めるところにより、一定の腕章を着けなければならない。

第百六十六條の二を次のように改める。

(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

第百六十六條の二 何人も、午後九時から翌日午前六時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をし、特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を連呼し又は演説会若しくは街頭演説の告知を連呼してはならない。

第百六十七條第一項中「及び第百十七條第一項(長の決選投票の場合)の選挙」を削る。

第百七十條中「三日までに、配布する。」を「五日までに、配布するものとする。」とし、第百十九條(選挙の同時施行)第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第百七十二條の二(任意制選挙公報の発行)の規定による條例の定める期日までに、配布するものとする。」に改める。

第百七十二條の二中「地方自治法第五十五條第二項(区を設ける指定市)の市の市長の選挙(選挙の一部無効に因る再選挙及び第百十七條第一項(決選投票の場合)の選挙を除く)においては、市の選挙管理委員会は、」を「都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員、市町村長及び市町村の教育委員会の委員の選挙(選挙の一部無効に因る再選挙を除く)においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、」に改める。

第百七十三條第一項中「選挙が行われる場合においては、」を「各選挙につき、」に改め、第二項中「当該選挙の投票所の入口その他を削り、」市町村の教育委員会の委員及び第百十七條第一項(長の決選投票の場合)を「及び市町村の教育委員会の委員」に改め、同條に次の一項を加える。

3 前二項の掲示については、その掲示方法、掲示場所等につき適当な措置を講じ、公職の候補者の氏名等が選挙人に周知されるようにつとめなければならない。

第百七十四條第一項を次のように改める。

前條第一項の掲示は、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては当該選挙の期日前十日から、都道府県の議員及び市町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては当該選挙の期日前六日から、町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては当該選挙の期日前三日から、それぞれその選挙の当日まで行う。

第百七十五條の次に次の一條を加える。

(投票記載所の氏名等の掲示) 第百七十五條の二 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に、公職の候補者の氏名及び党派別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)の掲示をしなければならない。

2 前項の掲示の掲載の順序は、市町村の選挙管理委員会がくじで定める。

3 当該選挙の公職の候補者又はその代人は、前項のくじに立ち会ふことができる。

4 前三項に規定するものの外、第一項の掲示に關し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

第百七十八條但書を削る。

第百八十九條第一項第一号及び第二号を次のように改め、同項第三号を第二号とする。

一 当該選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から十五日以内に、同條第二項を次のように改め、第三項中「前二項」を「第一項」に改める。

2 前項の報告書の様式は、命令で定める。

第百九十四條第二項を削り、第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

第百九十五條第三項中「前條第三項」を「前條第二項」に改める。

第百九十七條第一項第二号中「又は第百十七條第一項(長の決選投票の場合)の規定により公職の候補者となつた後」を削り、同項第三号但書を削り、第二項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県の教育委員会の委員及び地方自治法第五十五條第二項の市の市長の選挙において」を削り、同項中「第百四十一條第一項」の下に「選挙運動に使用する場合」を加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

加える。
加える。

ために合同して行い演説会は、同項の個人演説会とみなす。この場合において同項の規定による回数計算については、各議員候補者につき、それぞれ一回として計算する。

議員候補者が第五項の規定による申出をした後、その開催すべき個人演説会を実施しなかつた場合においても、その実施しなかつた回数は、第一項の規定による回数に算入する。但し、天災その他不可抗力に因る場合は、この限りでない。

議員候補者以外の者も演説をすることができる。

議員候補者は、第一項の個人演説会を開催しようとする場合においては、開催すべき日前二日までに、使用すべき施設、開催すべき日時及び議員候補者の氏名を文書で市町村の選挙管理委員会に申し出るとともに、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、回数表を呈示し、これにその開催の回数を確認を受けなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、第一項の個人演説会を開催される場合においては、その演説会開催当日、当該議員候補者の氏名及び党派並びに演説会開催の日時及び会場を表示する立札一箇を、会場前の公衆の見易い場所に見易い方法をもって、掲示しなければならない。

議員候補者は、第一項の個人演説会の告知のため、ポスターを提示することができる。

前項のポスターは、タブロイド型(長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル)とし、命令で定めるところにより、必要事項を印刷の上、議員候補者一人について、四百枚を交付する。

第四百四十五條(ポスターの掲示箇所)及び第四百四十七條(文書・図画の撤去)の規定は、前二項のポスターの掲示について、準用する。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

演説会の告知のため、ポスターを提示することができる。

前項のポスターは、タブロイド型(長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル)とし、命令で定めるところにより、必要事項を印刷の上、議員候補者一人について、四百枚を交付する。

第四百四十五條(ポスターの掲示箇所)及び第四百四十七條(文書・図画の撤去)の規定は、前二項のポスターの掲示について、準用する。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書・図画は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書・図画の掲示)の規定により使用することができる。但し、一箇に限る。この外、掲示することができない。

特例
第二百一條の六 衆議院議員の選挙における第九十四條(選挙運動に関する支出金額の制限)及び第九十五條(選挙の一部無効及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限)の規定による選挙運動に関する支出金額の算出の基準となるべき金額は、四円とする。

選挙運動期間中の政党その他の政治活動

第二百一條の七 衆議院議員の総選挙においては、政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会の開催並びに宣伝告知のための自動車の使用及びポスターの掲示については、その選挙運動の期間中に限り、これをすることができない。但し、全国を通じて二十五人以上の所属議員候補者を有する政党その他の政治団体が左の各号の規定によりする場合は、この限りでない。

一 政談演説会の開催については、一選挙区につき一回

二 政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用する自動車については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて次の区分による台数

(イ) 所属議員候補者が二十五人以上百人未満の場合 三台以内

(ロ) 所属議員候補者が百人以上二百人未満の場合 五台以内

(ハ) 所属議員候補者が二百人以上の場合 八台以内

三 ポスターの掲示については、政策の普及宣伝用及び演説の告知用として一選挙区につき千枚以上

前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、所属議員候補者の氏名を連記し、自治庁長官に申請し、その確認書の交付を受けなければならない。

自治庁長官は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第四百四十一條第二項から第四項(自動車使用の証明書及び表示)までの規定は、第一項第二号の自動車の使用について、準用する。この場合において同條第二項及び第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)とあるのは「自治庁長官」と読み替えるものとする。

第四百四十四條第二項から第四項(ポスターの検印、型等)まで及び第四百四十五條(ポスターの掲示箇所)の規定は、第一項第三号のポスターについて、準用する。

第一項第三号のポスターについては、いかなる名義をもつてするを問わず、当該選挙区の議員候補者の氏名を記載することができない。

第一項第三号のポスターについては、いかなる名義をもつてするを問わず、当該選挙区の議員候補者の氏名を記載することができない。

第一項第三号のポスターについては、いかなる名義をもつてするを問わず、当該選挙区の議員候補者の氏名を記載することができない。

第一項第三号のポスターについては、いかなる名義をもつてするを問わず、当該選挙区の議員候補者の氏名を記載することができない。

第一項第三号のポスターについては、いかなる名義をもつてするを問わず、当該選挙区の議員候補者の氏名を記載することができない。

(政党その他の政治団体の機関紙誌)

第二百一八條の八 政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、第四百四十八條第三項(新聞紙及び雑誌の定義)の規定にかかわらず、前條第一項但書に規定する政党その他の政治団体の本部において直接発行し、且つ、通常の方法により頒布する機関新聞紙又は機関雑誌で、自治庁長官に届け出たものいづれか一に限り、第四百四十八條第一項及び第二項の規定を適用する。

2 前項の届出には、当該機関新聞紙又は雑誌の名称並びに編集人及び発行人の氏名を記載しなければならぬ。

第二百二條第二項を削り、第三項中「前二項」を「前項」に、「その決定があつた日」を「その決定書の交付を受けた日又は第二百十五條(決定書の要旨の告示)の規定による告示の日」に改め、同項を第二項とする。

第二百三條中「同條第三項」を「同條第二項」に改める。

第二百六條第二項を削り、第三項中「前二項」を「前項」に、「その決定があつた日」を「その決定書の交付を受けた日又は第二百十五條(決定書の要旨の告示)の規定による告示の日」に改め、同項を第二項とする。

第二百七條第一項中「同條第三項」を「同條第二項」に改める。
第二百九條の次に次の一條を加

える。

(当選の効力に関する争訟における潜在無効投票)

第二百九條の二 当選の効力に関する異議の申立、訴訟の提起又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の当日選挙権を有しない者の投票その他本来無効なるべき投票であつてその無効原因が表面にあらわれない投票で有効投票に算入されたことが明らかでない、且つ、その帰属が不明な投票があることが判明したときは、当該選挙管理委員会又は裁判所は、第九十五條(当選人)の規定による有効投票の計算については、その開票区ごとに、各候補者の所票数から当該無効投票数をそれぞれ一律に差し引くものとする。この場合において、開票区における当該得票数が当該無効投票数より少い候補者については、当該開票区においては、その得票数の限度において差し引くものとする。

第二百五五條及び第二百六條中「第二百二條第三項」を「第二百二條第二項」に、「第二百六條第三項」を「第二百六條第二項」に改める。

第二百二十三條の次に次の一條を加える。

(新聞紙、雑誌の不法利用罪)
第二百二十三條の二 第四百四十八條の二(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)第一項又は第二項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二百二十四條中「前三條」を「前四條」に改める。

第二百二十七條中「立会人」の下に「(第四十八條(代理投票)第二項の規定により投票を補助すべき者を含む。以下同じ。)」を加える。

第二百三十五條第二項を削り、同條の次に次の二條を加える。
(新聞紙、雑誌が選挙の公正を害する罪)

第二百三十五條の二 左の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。
一 第四百四十八條第一項但書(選挙報道等の公正確保)の規定に違反して新聞紙又は雑誌が選挙の公正を害したとき
二 新聞紙又は雑誌を編集し又は発行した者

第四百四十八條第三項(新聞紙及び雑誌の定義)に規定する新聞紙及び雑誌並びに第二百一八條の八(政党その他の政治団体の機関紙誌)に規定する機関新聞紙及び機関雑誌以外の新聞紙及び雑誌が選挙運動の期間中当該選挙に関し報道又は評論を掲載したときは、これらの新聞紙又は雑誌を編集し又は発行した者

第四百四十八條の二第三項(新聞紙、雑誌に対する地位利用の制限)の規定に違反して選挙に関する報道又は評論を掲載し又は掲載させた者

第四百四十八條の三(新聞紙、

雑誌の人氣投票掲載の制限)の規定に違反して新聞紙又は雑誌が人氣投票の経過又は結果を掲載したときは、その新聞紙又は雑誌を編集し又は発行した者

(選挙放送等の制限違反)
第二百三十五條の三 左の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。
一 第五百一十一條の二(選挙放送の公正確保)の規定に違反して選挙の公正を害したとき
二 選挙放送をし又は編集をした者

第五百一十一條の三(選挙運動放送の制限)の規定に違反して放送をし又は放送をさせた者
二 第五百一十一條の三(選挙運動放送の制限)の規定に違反して放送をし又は放送をさせた者

第二百三十七條第二項中「投票した者」を「投票し又は投票しようとした者」に改める。

第二百三十七條の次に次の一條を加える。
(代理投票における記載義務違反)
第二百三十七條の二 第四百四十八條(代理投票)第二項の規定により候補者の氏名を記載すべきものと定められた者が選挙人の指示する候補者の氏名を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。

第二百三十九條第一号中「又は」を「若しくは」に改め、同條の次に次の二號を加える。
一 選挙運動の禁止
二 (未成年者の選挙運動の禁止)に改め、同條に次の一號を加える。
一 第四百三十八條の二(署名運動の禁止)の規定に違反して署名運動をした者

運動の禁止)又は第四百三十七條の二(未成年者の選挙運動の禁止)に改め、同條に次の一號を加える。

第四百三十八條の二(署名運動の禁止)の規定に違反して署名運動をした者

第二百四十三條第四号中(ポスター数)を「(参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター)」に改め、第八号の次に次の三號を加える。
八の二 第六十四條の三(街頭演説)第一項の規定に違反して街頭演説をした者
八の三 第六十四條の四(連呼行為の制限)の規定に違反して連呼をした者
八の四 第六十四條の五(標旗を要する選挙運動の運動員)第二項の規定に違反して選挙運動に従事した者

同條に次の二號を加える。
十一 第二百一十一條の三第十項(個人演説会場の掲示)の規定に違反して文書図画を掲示した者

十二 第二百一十一條の四(他の演説会の禁止)の規定に違反して演説会を開催した者

第二百四十四條第三号中(ポスターの掲示箇所)及び第四号中「(文書図画の撤去)」の下にそれぞれ「(第二百一十一條の三第九項(個人演説会告知用ポスター)において準用する場合を含む。)」を加え、第五号の次に次の一號を加える。
五の二 第六十四條の三(街頭演説)第四項の規定に違反

して証明書又は標旗の呈示を拒んだ者

同條に次の一号を加える。

九 第二百一十一條の三第五項(個人演説会の確認)の規定に違反して確認を受けなかつた者

九〇 第二百四十七條中「第八十九條」の下に「第一項」を加える。

九一 第二百五十一條第一項中「又は」の次に「公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪」を、「第二百二十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)又は第二百二十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」に改める。

九二 第二百五十二條第二項中「又は」の次に「公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪」を、「第二百二十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)又は第二百二十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」に改める。

九三 第二百五十二條の次に次の一條を加える。

(政黨その他の政治団体の政治活動の規制違反)

第二百五十二條の二 政黨その他の政治団体が第二百一十一條の七(政黨その他の政治団体の政治活動の規制)第一項の規定に違反して政治活動をしたときは、その政黨その他の政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上十

万円以下の罰金に処する。

二 政黨その他の政治団体の役員又は構成員として左の各号の一に該当する行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二百一十一條の七第四項において準用する第四百四十一條第三項又は第四項(自動車使用の証明書及び表示)の規定に違反して証明書を携帯せず、表示をせず又は呈示を拒んだとき。

二 第二百一十一條の七第五項において準用する第四百四十四條第二項から第四項(ポスターの検印、型等)まで若しくは第四百四十五條(ポスターの掲示箇所)又は第二百一十一條の七第六項(候補者氏名の記載の制限)の規定に違反してポスターを掲示したとき。

九四 第二百五十四條中「若しくは」の次に「公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪」を、「第二百二十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)若しくは第二百二十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」に改める。

九五 第二百六十三條第七号中「選挙運動用のポスター」を「(参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター)」に改め、第十号中「施設(設備を含む)」の下に、「第六十四條の三(街頭演説)の規定による標旗及び第六十四條の五(標旗を要する場合の運動員の腕章)の規定による腕章」を、第十一号中「第七十三條(公職の候

補者の氏名等の掲示)の下に「及び第七十五條の二(投票記載所の氏名等の掲示)」を加え、同條に次の一号を加える。

十三 第二百一十一條の三第六項(個人演説会場の立札の掲示)の規定による掲示及び同條第八項(個人演説会告知用ポスター)の規定によるポスターに要する費用

九六 別表第一中「苦小牧市」を「美濃市」に、「一ノ関市」を「大船渡市」に、「塩竈市」を「古川市」に、「能代市」を「由利郡」に、「土浦市」を「古河市」に、「川越市」を「所沢市」に、「熊谷市」を「秩父市」に、「松戸市」を「野田市」に、「銚子市」を「佐原市」に、「木更津市」を「木更津市」に、「武蔵野市」を「三鷹市」に、「新発田市」を「新発田市」に、「富山市」を「魚津市」に、「高岡市」を「高岡市」に、「大垣市」を「大垣市」に、「多治見市」を「多治見市」に、「島田市」を「焼津市」に、「碧南市」を「碧南市」に、「舞鶴市」を「舞鶴市」に、「茨木市」を「豊川市」に、「八尾市」を「宇治市」に、「綾部市」を「宇治市」に、「相生市」を「龍野市」に、「尾林市」を「明石市」に、「相生市」を「龍野市」に、「城崎郡」を「豊岡市」に、「兒島市」を「玉島市」に、「大牟田市」を「大牟田市」に、「佐伯市」を「津久見市」に、「延岡市」を「日向市」に、「枕崎市」を「枕崎市」に、「串木野市」を「川内市」に改める。

九七 第二百六十四條第二項中「前條第六号から第九号まで」を「前條第六号、第八号、第九号」に、第三項中「当該市町村」を「当該地方公共団体」に改める。

九八 附則第六項中「大島支庁管内十島村のうち、黒島、竹島及び硫黄島」を「大島郡三島村及び十島村」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、次の総選挙から施行する。

2 改正後の公職選挙法第二百九條の二の規定は、前項の規定にかかわらず、この法律の公布の日から施行する。但し、従前の公職選挙法の規定による当選の効力に関する争訟でこの法律の公布の日において現に選挙管理委員会に係属している異議の申立若しくは訴訟又は裁判所に係属している訴訟についても適用する。

3 衆議院議員の選挙以外の選挙で、昭和二十七年九月一日現在既に従前の公職選挙法の規定によりその選挙の期日を公示又は告示してある選挙に関しては、なお従前の例による。但し、改正後の公職選挙法第二百九條の二の規定の適用を妨げない。

4 昭和二十七年九月一日(衆議院議員の選挙にあつては次の総選挙の期日)前に従前の公職選挙法の規定により行われた選挙に関する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「四月三十日、八月三十一日及び十二月三十一日」を「六月三十日及び十二月三十一日」に改める。

第十三條第一項第一号及び第

二号を次のように改め、同項第三号を第二号とする。

一 公職の候補者の選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から十五日以内

同條第二項を次のように改める。

2 前項の報告書の様式は、総理府令でこれを定める。

○三浦法制局参事 それでは私から便宜今回の公職選挙法正案要綱の概要を御説明申し上げます。お手元に差上げてございませぬ公職選挙法改正案要綱をごらん願いたいと思ひます。

大体ここに掲げてございませぬことは、別途皆様の手元に上げてございませぬ公職選挙法の一部を改正する法律案の中に織り込んであるわけでありませぬが、要綱で御説明をいたす方が便利かと考えませぬので、さようにいたしたいと思ひます。

一は選挙に関する区域の問題であります。これは町村の区域につきましても、開票区を設定し得るような道を開きませぬこととあります。一の二は補充選挙人名簿につきましても、従来の調査の期日を改めまして、補充選挙人名簿調査の場合の選挙人の年齢及び住所、期間につきましては、補充選挙人名簿調査の期日によつて算定する。従

来は選挙の期日によつてしたわけでありませぬ。これは選挙の期日等が短縮されました結果、また同時選挙等が地方選挙にございませぬので、そういうことの便宜のためにかように改正するわけでありませぬ。

その次は、二の選挙期日の公示または告示のことであります。これは衆議院の選挙について申し上げます。従来の告示は三十日前に行つておりましたのを、五日間短縮いたしまして、二十五日前にやるということになつております。その他地方選挙等につきましても、それらの何に應じまして、多少の短縮をいたしてございませぬ。

それから次は、三の代理投票でございませぬが、代理投票につきましても、往々にして不正が行われる場合等もありませぬので、法律の上ではつきりその点を規定いたしまして、補充者二人ということにきましまして、一人は候補者の氏名を書き一人がこれに立ち会ふというようにいたしまして、それらの不正に対する罰則の規定を新たに設ける、こういうことになつたのであります。

四は、不在者投票でありませぬ、不在投票は御承知の通り、この前の地方選挙におきまして、いわゆる在宅投票制度に対しましてこれを悪用せられませぬ結果、その間に不正投票が行われたいやうな現状でありますので、この際これをやめまして、特別の投票管理者を置きませぬ病院等につきましても、この不在者投票制度を認めるといふことになつたのであります。従いまして従来の医師の証明書というやうなことで、あるいは在宅投票でだれかが代理して投票する、こういう問題はなくな

ることになりまして不正が防止せられ、こう考へております。

五は、開票立会人及び選挙立会人でありませぬが、これは十人の定数を越えませぬ場合におきましては、互選によつてきめるといふことになつております。したが、互選はおの／＼利害関係がございませぬので、なか／＼きめにくい場合もありませぬから、くじによつてきめ、こういうことになつてございませぬ。

六は、投票の効力の問題でありませぬ。これは従来同一氏名とか、同一氏、または同一の名の候補者が二人以上いる場合におきましては、その投票につきましても、これは有効にするか無効にするかという問題がございませぬので、この際法律上明らかになつたので、これを一応有効といたしまして、それらを一応有効といたしまして、それら同一氏名等の人たちの他の有効投票数に比例して、これを按分してはかこの投票に加ふる。こういうことになつたのであります。有権者の意思をできるだけ有効に認めて行く、こういう改正であります。

七は、立候補の届出であります。立候補の届出につきましても、ここにあげてありますように、選挙告示の期間の短縮等に伴ひまして、それ／＼変更を加えたわけでありませぬが、たとえば衆議院議員の選挙につきましても、選挙期日前十五日に立候補の届出を締め切ることにいたしておるのであります。従来は選挙期日前十日となつております。その他ここにあげてございませぬやうな改正を行うわけでありませぬ。

それから八は供託金及び公営分担金の問題であります。供託金の没収につきましても、従来は選挙期日前十日以内に立候補を辞退した場合には、十日以上は没収いたしますが、十日以前に立候補を辞退した場合には没収しないことになつておりましたのを、すべて期間のいかんを問はず立候補を辞退した場合は、原則として供託金を没収するように改めたわけでありませぬ。

次は、公営分担金制度を廃止いたしまして、供託金の額を引上げるわけでありませぬが、大体公営分担金制度、いわゆる公営をいたしておりませぬものにつきましても、その公営分担金と現行の供託金との額を加えました大体二倍程度に供託金を引上げることになつたので、その限りにおいて分担金制度はやめることになつたわけでありませぬ。たとえば衆議院について申し上げます。たとへば衆議院については、分担金は従来三万円でありませぬ。分担金は二万円でありませぬ。この分担金を廃止いたしまして、十万円に供託金をするということになつたわけでありませぬが、供託金は法定得票数以上をとればまた候補者に返つて来る。こういうことになつております。

次は九で、地方議会の議員の再選挙及び補充選挙の問題であります。これは衆議院の同一選挙等がございませぬ場合において、市町村と都道府県と一緒にいたしまして選挙をやるということになつておりましたけれども、再選挙、補充選挙につきましても、横の同一範囲の地方公共団体の選挙に限つてそれを認めるといふことになつたわけでありませぬ。これは事務的な改正であります。

十二は、同時選挙の場合の選挙期日の告示であります。これも選挙期日は、いろ／＼告示期間が異なりますので、それに伴ひまして事務上の整理をするわけでありませぬ。

十三は、同時選挙の場合の立会人でありませぬが、これにつきましても、特殊の規定を各選挙を通じて定めること、開票立会人及び選挙立会人につきましても、各選挙を通じてそれをきめたいやうなことであります。一本でやつておりましたのを、それ／＼の選挙区ごとに開票立会人、選挙立会人をきめるといふこととあります。これも実際の便宜に適するやうに改めませぬ。

十四は選挙運動の期間であります。これは十四に図示してございませぬやうに、選挙期日の公示または告示

次の十は、在任期間を異にする教育委員の選挙の場合の当選人についてであります。これも事務的な改正でありませぬ。法文上多少欠けておりました点を明瞭にするというわけでありませぬ。

十一は、長の決選投票であります。これは公職選挙法の各條項にまたがつておりました、下に順次それを示してありますが、そういう條項にまたがるわけでありませぬ。この際長の決選投票を廃止いたしまして、そのかわり法定得票数を現行八分の三から引上げて、四分の一にすることにいたしまして、もしそれに達する者がなき場合は再選挙をするということになるわけでありませぬ。この前の地方選挙の状況にかんがみましてこの改正案を適用いたしまして、決選投票をやる場合はないということになる見込みであります。

十二は、同時選挙の場合の選挙期日の告示であります。これも選挙期日は、いろ／＼告示期間が異なりますので、それに伴ひまして事務上の整理をするわけでありませぬ。

十三は、同時選挙の場合の立会人でありませぬが、これにつきましても、特殊の規定を各選挙を通じて定めること、開票立会人及び選挙立会人につきましても、各選挙を通じてそれをきめたいやうなことであります。一本でやつておりましたのを、それ／＼の選挙区ごとに開票立会人、選挙立会人をきめるといふこととあります。これも実際の便宜に適するやうに改めませぬ。

十四は選挙運動の期間であります。これは十四に図示してございませぬやうに、選挙期日の公示または告示

示、それから立候補締切、それから届出期間等がかわつて参りますので、選挙運動の期間が、一番下欄に書いてございますように、短縮されて現行とかわつて来るわけでございますが、これはさつきの期日の短縮、結局選挙費用の節約というふうなことから、選挙運動の期間の短縮を行うことになるわけでありませう。

それから十五は、選挙事務所の問題でございますが、(1)は参議院全国選出議員の選挙事務所に関します届出は、当該事務所を設置しました都道府県の選挙管理委員会にも届出をいたしましたという、不便がありませんので、そういう規定を設けるわけでありませう。

それから(2)は、衆議院議員とか参議院議員及び都道府県知事の選挙におきまして選挙事務所は、従来二箇所となっておりますので、原則として一箇所、特に交通不便の箇所、その他指定いたしましたところにつきましては、五箇所以内設けるといふことは従来とかわりはありません。

それから十六は、未成年者使用の選挙運動の禁止でありまして、これは「何人も、年齢満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。」ということ法定するわけでありませう。但し選挙運動のための労務に使用します場合は、これを認めるといふわけでありませう。

それから十七は、戸別訪問でありまして、戸別訪問は御承知の通り百三十八條の但書におきまして、親戚その他の知己等につきまして特別の例外規定を設けてあつたわけでありませうが、この際その例外規定を認めないことにいたしましたして、一切戸別訪問は禁止する

ということにいたすわけでありませう。それからこれに伴ひまして、選挙期日の後のあいさつ行為としての戸別訪問も、同様に全面的に禁止するわけでありませう。

それから十八は、署名運動の禁止でありまして、これは「何人も、選挙に關し、投票を得若しくは得しめ又は得しめぬ目的をもつて、選挙人に対し署名運動をすることができない。」ものとするのでありまして、選挙に關してさういふことを行ひますことは、投票の公正等を害し、あるいはまた選挙の公正を害する弊害があるもので、これを禁止するわけでありませう。

それから十九は、飲食物の提供の禁止でありまして、従来飲食物の提供は禁止されておりました、「湯茶」に限りこれを認めておつたのを、「茶菓」といふことにいたして、多少幅を広げ緩和するわけでありませうが、ただ茶菓と申しますと、また無制限に濫用されても困りますので、茶菓の下に示してございませうように、「湯茶及びこれに伴ひ通常用いられる程度の菓子」といふことによりまして、その取締りの限界を一応明らかにすることにいたしました。

二十は、自動車、拡声機及び船舶の使用でありまして、これにつきましては、ここに大体書いてあります通りでありませうが、自動車等につきましては、従来通り一台でありませうが、拡声機につきましては、衆議院の選挙運動につきましては従来二台ありませうが、これを、一そろいにするにすることになるわけでありませう。その他自動車と船舶につきましては、これはいづれが同時

には一台または一隻、参議院の選挙の場合におきましては、通じて三台または三隻、さういふことにするわけでありませう。それから市町村の選挙等につきましては、拡声機は一そろい認めませうが、自動車、船舶等はこれを禁止することとしたして、これは従来法定してなかつたのをこの際法定いたしましたして、その禁止を明らかにするわけでありませう。

それから次は、自動車または船舶につきましては、両者に共通する証明書及び表示を用いるように規定を設けませう。

それから(3)は、都道府県並びに五大市の議員及び教育委員の選挙に使用します所定の選挙運動用自動車の費用につきましては、従来衆議院の選挙につきまして認められておりましたと同様に、選挙運動の法定費用に加算しないことを明らかにするわけでありませう。

次に、二十一の無料葉書でありませうが、衆議院議員の選挙の特例といたしまして、選挙公報の字数を従来五百字を千五百字に増加することとしたので、費用の関係等も考慮いたしまして、無料葉書の枚数を現行三万枚を一万余に減ずることになるわけでありませう。これは衆議院の特例として認めることにいたして、ほかの選挙における無料葉書は、一応従来通りということとしてございませう。

二十二は、文書図画の掲示の問題でございませうが、(1)は文書図画のうち、選挙運動用ポスターの掲示は、参議院全国選出議員の選挙の場合を除き、全面的に禁止するにございませう。従来いゝゆる選挙運動用ポスターは原則として禁止いたしまして、あとで

申し上げますが、特に選挙告示用の四百枚に限つて、衆議院の選挙について認める、さういふことにするわけでありませう。

それから(2)は、参議院全国選出議員の選挙運動用ポスターについては、原則として現行通りとしますけれども、掲示の箇所とか、あるいは掲示の責任者及び印刷者の氏名等の印刷等につきまして多少の改正を加へまして、(2)の(イ)に書いてございませうように改めるわけでありませう。

(3)は、連呼行為に—あとで連呼行為については申し上げますが、使用されます諸車につきましては、ポスター、立札及びちようちんの掲示を認めることにするわけでありませう。

(4)は、立札及び看板の類の規格を定めることによりまして、従来選挙事務所等におきまして立札、看板等につきましては、規格を設けることにするわけでありませう。大体尺で申しますと、立看板等は縦九尺、横二尺というふうなことにございませう。

それから(5)は、ちようちんの類についてでありませうが、ちようちんの類はそれと一箇といたしまして、これも同様、その規格を定めることにいたしましたわけでありませう。

二十三は、新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由の問題でございませうが、これは現在の公職選挙法の百四十八條の一項、二項に規定してあるわけでありませうが、前々から新聞雑誌等につきましては、いゝゆる選挙目当の新聞雑誌等が、往々にして選挙に關します記事等におきまして、選挙の公正を害し、あるいは、特殊の候補者等と結びつきまして、適正でないようなことござ

いますので、それを抑制する、規制する意味におきまして、新たに規定を設けるわけでありませう。百四十八條に第三項を設けまして、その中に3と書いてございませうような規定を設けまして、前二項の規定の適用について新聞紙及び雑誌とは、選挙運動の期間中に限り、左の条件を具備するものをいふ。と、さういふことによりまして、選挙運動の期間中に限りましては、さういふ一、二、三、四号に該当するものでなければ、選挙に關する報道及び評論を掲載できない、かようにいたしまして、その規定を設けるわけでありませう。そのうちの一号は、「新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期的に有償頒布するものであること。定期的に有償頒布するものと申しますのは、もちろん定価をつけて販売するものも入りませうし、会員制度によりまして、会費を納めて頒布するものも含まれるわけでありませう。二号は、第三種郵便物の認可を有するものでありませう。三号は、

「当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来、前二号に該当し、引き続き発行するものであること。」さういふ条件を具備してございませうが、その新聞が、四号に書いてございませうように、「新聞紙にあつては社団法人日本新聞協会その他社団法人たる新聞協会の会員、雑誌にあつては社団法人日本出版協会、社団法人全国出版協会その他社団法人たる出版協会の会員であること。」といふことによりまして、自主的な、これらの設立された協会に加入しておるその会員であるといふことによりまして、これはやはり

次は(4)でありませうが、これはやはり

けまして、その基準に依りて候補者が支払得るといふことにいたしましたのでありまして、往々にしてこういう者に金を出しますことは、取締りの対象となるきらいもありませんので、当然のことではありますけれども、そういうことを法律の上において一応特に明らかにしたわけでありまして、

三十七は、選挙運動期間中の政党その他の政治活動であります。これは衆議院議員の選挙の特例として、政治その他の政治団体の政治活動について、次のような規定を行うこととなるわけでありまして、

(イ)は選挙運動の期間中に限り、政党その他の政治団体の政治活動のうち、政談演説会の開催、ポスターの掲示及び自動車の使用による宣伝については、次の制限を設ける、こういうことにはいたすわけでありまして、その(イ)は、政談演説会の開催は、一選挙区につき一回とする。

(ロ)は、ポスター——大きさはタブロイド型であります、そのポスターの掲示は、政策の普及宣伝用、または演説の告知用といたしまして、一選挙区につき千枚以内とするわけでありまして、この場合におきましては、都道府県の選挙管理委員会の検印を受けさせることにいたしました、そのポスターには候補者の氏名を記載してはならないという制限を設けたわけでありまして、それから(ハ)は、政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用する自動車については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて次の区分による台数とするのであります。この場合におきましては、自治庁長官から証明書の交付を受けて、一定の表示をしなければならぬことになつておりまして、ここで自治庁長官と申しましたのは、全国選挙管理委員会が機構の改正によりましてなくなりましたので、かようなこととしたわけでありまして、(a)は所属議員候補者が二十五人以上、百人未満の場合には三台以内、(b)は所属議員候補者が百人以上二百人未満の場合には五台以内、(c)は二百人以上の場合には八台以内というように自動車の制限をするわけでありまして、

(ニ)でありまして、前記(イ)(ロ)及び(ハ)に掲げる政治活動を行うことができる政党その他の政治団体は、全国を以て二十五名以上の候補者を有するものとして、ここで政党その他の政治団体の範囲が、一選挙区に限定されることとなるわけでありまして、これは選挙運動につきましても、候補者の運動を制限いたしますことと相対するわけでありまして、一政党等の政党等があらまされた場合におきまして、その脱法行為等によりまして選挙運動を恣意にすることを規正する意味におきまして、こういう制限を設けることになつたのであります。右の適用を受けようとする場合においては、政党その他の政治団体の本部は、所属候補者の氏名を連記して自治庁長官に届け出て、その確認を受けなければならぬ、こういうこととするわけでありまして、

(三)は、前記の政治活動の規正は、衆議院議員の総選挙に限り適用し、再選挙及び補欠選挙については適用しないというふうにしたわけでありまして、今衆議院議員選挙の特例ということに申

上げましたが、その特例は、衆議院議員の選挙の特例と申し上げております。選挙、総選挙、すべて含む意味でありまして、この政治活動につきましては、総選挙に限つて一応こういうことになつたわけでありまして、

それから(四)は、政党その他の政治団体の機関紙——機関新聞紙、機関雑誌の問題であります。政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、前記(二)に該当する政党その他の政治団体の本部において直接発行し、かつ通常の手法により頒布する機関新聞紙または雑誌で、自治庁長官に届け出たものいづれか一つに限り、選挙に関する報道及び評論の掲載の自由を認める、こういうことにはいたしたわけでありまして、これは先ほど百四十八條のところ、要綱の二十三で申し上げましたように、新聞紙、雑誌につきましても、一年以内それが禁刊してあるというふうな制限を設けましたが、政党機関紙等につきましてもそれがかぶつて参りますから、これをその適用から除外することにいたしました、それと同時に、また無数にその新聞紙等を認めることは適当でありませぬので、一種に限る、こういうことにはいたしたわけでありまして、

次は三十八、選挙または当選の効力に関する訴訟であります。これは事務上の改正であります。これは事務上の改正であります。三十九は、当選争訟における潜在無効投票の処理であります。これはこの前地方選挙におきまして非常に多くの問題が起りまして、各地方におきましてこれがための当選争訟が無数に起つておるわけでありまして、この問題につきましまして、この改正の機会に一応法律

上の解決をいたしたわけでありまして。この規定は、同時にこの前の選挙中の争訟につきましても、この法律が公布されます場合に係属中のものについて適用する、かようにいたすわけでありまして、その内容は、当選争訟において、選挙の当日選挙権を有しない者の投票その他無効原因が表面に現われなことが明かで、かつその帰属が不明な投票があることが判明した場合における第九十五條の規定による有効投票の計算については、開票区ごとに、各候補者の得票数から当該無効投票数をそれぞれ一律に差引くこととあります。この場合において、開票区における当該得票数が当該無効投票数より少い候補者については、当該開票区においてはその得票数の限度において差引くことにいたすわけでありまして、右の規定は、本改正公布の日において係属中の争訟についても適用することとするわけでありまして、

次は四十であります。選挙管理費用であります。選挙公営に関する規定の改正に伴いまして、以上申し上げましたような事項で公営にいたします分につきましまして、選挙管理費用の公営のところ、所要の改正を加えるわけでありまして、

四十一罰則であります。罰則につきましまして、一は、詐欺投票罪の未遂を罰する旨の規定を設けること。二は、今までの申し上げましたような規定の新設に伴いまして、その禁止規定に違反したものに、つきましては、所要の罰則を設けることにいたしたわけでありまして、

それから四十二は附則であります。これは従来の附則の六項を改正いたしたわけでありまして、鹿兒島県の大島支庁管内の十島村の復帰に伴いまして、大島支庁管内の十島村のうち熊島、竹島、硫黄島とありますのを、大島郡三島村及び十島村に改めることといたすこととありまして、これはこちらに復帰したのに伴います所要の改正であります。

四十三は、別表第一であります。市の新設に伴い、衆議院議員の選挙区の別表第一の整理を行うこととありまして、これは公職選挙法の一部を改正する法律案の一番最後のところの附則の前の八十六をこらんにありますと、別表第一中いろいろの改正を加えてあるわけでございます。これは選挙区制の問題等に触れた改正ではございませぬので、従来町等が合併して市ができた上りした場合に伴います。ただ事務的な整理でありまして、全体で四十二の市が新しくできたのであります。この前の公職選挙法の別表がつくられましてから後に、さような結果になつておるわけでありまして、そのうち三つの市はいわゆる一県一区のところでありまして、それを除きますと、三十九の市にわたります別表第一の所要の改正をいたすわけでありまして、

それから四十四は改正法の附則の問題であります。これは公職選挙法の一部を改正する法律案の最後の附則のところ五十ページをこらんにありますと、そこに書いてございまして、かような附則を設けまして、あわせて経過措置をここで規定いたすわけでありまして、

それから四十五は改正法の附則の問題であります。これは公職選挙法の一部を改正する法律案の最後の附則のところ五十ページをこらんにありますと、そこに書いてございまして、かような附則を設けまして、あわせて経過措置をここで規定いたすわけでありまして、

それから四十六は改正法の附則の問題であります。これは公職選挙法の一部を改正する法律案の最後の附則のところ五十ページをこらんにありますと、そこに書いてございまして、かような附則を設けまして、あわせて経過措置をここで規定いたすわけでありまして、

る者を含むということも明らかになりましたので、もちろん入ります。十五名の人数の制限の中には、労働者も数えて十五名の制限がある、こういうことであります。

○**鐵治委員** 私の言っているのは、そうすると、連呼行為に未成年者を使つてもいいかということなんです。これはいかぬといはずだつたが、これを読んでみると、入つてもいいということになるようですが……

○**三浦法制局参事** それは、全体の選挙法を通ずるところの問題であります。選挙運動のための労働というものと、選挙運動ということとは、一応区別しておいて、たとえばメガホンを持ちまして、だれ／＼を投票願います、こういうようなことをいたす場合におきまして、それがただそれだけを機械的に放送することだけを目的としてアナウンスしておる場合と、そうでなくて、特定の人に投票させるという目的をもつてそれに従事しておる場合と、こういうことによつて従来区別しておるのであります。その概念を一応踏襲いたしまして、選挙運動のための労働という場合におきましては、候補者のために投票を依頼するとか、あるいは投票を得しめるといふ目的のない場合だけに限る、かように解釈いたしております。

○**鐵治委員** われ／＼は未成年者にメガホンを持たせるのはいけないということであつたと思ひます。ここでは労働のためならばよろしい、連呼行為のときに労働者として用いてもいいといふことになつておる。そうすると、労働ならば使つてもいいということになる。ここに疑問を持つ。一体連呼行為

にメガホンを持たない単なる労働者といふものがありますか。運転手は別です。これだつたら、私もメガホンを持つ者は労働者に見えてならない。

○**三浦法制局参事** その場合には、労働の場合には報酬を出せることになつておりますが、選挙運動の場合には、それに報酬を出すのは、一定の基準といふことで、特定の場合以外に金を出すことはできません。もし金を出せば、選挙運動員であれば買収ということになります。その点が選挙運動員との実質上の差別だろつと思ひます。ただ労働の場合には、堂々と日当を出して、特定の候補者に投票を依頼するという意思を持たないで、ただ單純に機械的な、そういうメガホンをとつて候補者の名前を呼ぶという、單なるそういう事柄に従つておる、こういう者のみに限るわけでありませぬ。

○**石原(急)委員** 問題は、小委員会では、選挙事務所にあつて湯茶の接待とかなんとかいふ、そういうことに従事する者はいないといふことであつて、今のように自動車の上で連呼行為をするといふことは、一応いけないと思ひます。どうなつておりますか。

○**小澤委員** この問題は小委員会では、私の記憶では、未成年者のいわゆる労働者といふものは、たとえば事務所でお茶を入れたり、あるいは事務所から郵便局にお使いに行つたりといふような趣旨のものであつて、選挙運動といふこともむづかしいが、選挙運動行為に該当するものではないのだ、こういう趣旨に私も解釈しておるのです。但し十五人の問題はあとから出た問題です。十五人の問題についても、

やはりその趣旨を準用して、單に拡声機で叫ばないで、たとえば自動車の中へ何か使役をするために乗つているとかなんとかいふものも含むといふことに解釈することが適當ではないか。

○**鐵治委員** 私もある程度の言われるように解釈しておつた。これでは間違ひしやすいから、もう少しその点を明確にしてもらわなければならぬ。

○**三浦法制局参事** その点は、法律の方は十六ページ、百六十四條の五であります。『街頭演説及び連呼行為に於いては、選挙運動に従事する者は、公職の候補者一人について、十五人を超えてはならない』この書いてあります。單なる労働者は選挙運動に従事するものではないから、原則的には入らないわけですが、ところがそう申しますと、運転手も選挙運動に従事することになつてしまふ。労働を提供するいろ／＼な形態において、實際問題といたしましては選挙運動には従わぬが、労働に従事するものは選挙運動の態様としてはいろ／＼な形が起つて来るわけですね。その人数を制限いたします場合、それらの者を省きますから、結局制限いたしました人数がそこからくずれて行くことになりまして、人数の制限の場合におきましては、労働を提供する者も含む、従いまして労働を提供する者は未成年者であ

れ、そうでない成年以上の労働者である、すべてを含めてその人数を制限する、従いまして労働者でありますから、選挙運動はできません。メガホンくらいはできるかもしれませんが、選挙運動に従事する者は人数が制限されるようになつて来る、こういうように考えております。

○**小澤委員** 今のあなたの概念で言つると、選挙運動と労働というものは非常につきりしない。やはり連呼行為と街頭演説などは選挙運動であつて労働行為でないと言つた方がいいやないですか。

○**立花委員** 今のところで、十六には「未成年者使用の選挙運動の禁止」とあるのですが、これは未成年者を使用してはいけないので、未成年者が自発的に選挙運動をやるのはいいのかわどうか、この点を明白にしたいと思ひます。使用がいけないというならば、これでもいいのですが、全部いけないといふのであれば、使用という言葉を除かないと……

○**小澤委員** 立花さん、それは小委員会では、あなたもお聞きになつたでしょうが、使用でなくても、自発的にやつてもいいかぬといふことです。この問題は、小委員会のお互いの論議は、今私が話した通りであつたが、今三浦さんから聞きますと、未成年者になると罰金刑に処するわけに行かないのださうです。そこで結局使用者を罰するよりはかかないので、特に罰する意味から使用という言葉を使つたのであつて、内容自身は少しもかわつていない。

○**立花委員** しかし法文になる以上は明白にしておかないと……

○**三浦法制局参事** それはただいま委員長からお話のありましたような趣旨で、使用者を罰するということにいたしまして、未成年者が自発的にやる場合については、この法律で制限する範圍ではない、かように考えております。

○**河野(金)委員** 今の三浦さんのような解釈をするならば、こんな法律をつくる必要がなくなつてしまふ。未成年者は選挙運動に携わることではできぬ、選挙運動とは、もちろんある程度先ほど言ひました通りなりマイクでやることも選挙運動なんだから、こういうことも禁止する、未成年者を禁止するといふことではない、ただ使用者だけ罰してかつてにやるといふのは……

○**小澤委員** 結論だけを載せるようにして……ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○**小澤委員** 速記を始めて……。ただいまの未成年者の問題は、法制局の方では、少年法等の関係で、自発的に未成年者がやつた場合には罰しない趣旨で規定ができておつたのださうでありますけれども、しかし今皆さんの御意向等を承れば、かりに警察官がこれを取締ることが可能であるといふことだけでも相当の効果があるといふ趣旨で、必ずしも罰金は科さないで体刑に処するといふ趣旨でなく、取締りの可能である意味から、多少理論的には変更取締るといふことで進むことにしていかうですか。使用者も罰する。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○**鐵治委員** 従いまして書き方です。『二十年未満の者を使用して』とい

「不勉強だ」「鍛冶君は小委員だ」
「なおいかぬ」と呼ぶ者あり

○小澤委員 鍛冶君の質問の趣旨は、小委員会には速記録がなかったから、小委員会で議論をしてわかつてはおるけれども、それを速記にとどめようという趣旨で、質問をしているのです。

○鍛冶委員 よろしゅうございますか。その次は二十三の件ですが、ずいぶん聞きましたが、今ちよつと思ひ出したのですが、こういうふうな金品を提供し、または要求したらいかぬということはもちろんだが、よくやる手では、新聞を何万枚買うということでは買つたら、これはどうです。

○三浦法制局参事 それは普通の形態といいたしましては、新聞紙の購読の数というものは、自分の、あるいは自分の家族で読む範囲というものはおのずから社会通念によつてきまつて来るだろうと思ひますから、あまりにたくさんを数を購入するということは、その脱法のきらいがあると思ひます。結局その人の意思の内容と、あるいは社会通念に照らしまして、それが脱法であるかどうかという客観的な判断とあわせ考えまして、この條項に入るかどうか、こういうことになるだろうと思ひます。

○立花委員 今のことに關連して、今の二十三の、新聞雑誌の報道、評論の制限ですが、ここには、いわゆる選挙目当の新聞または雑誌を禁止すると書いてあるのですが、これは一体何を禁止するのですか。

○三浦法制局参事 百四十八條第三項の規定を設けましたのは、いわゆる選挙目当の新聞雑誌を禁止するため、こういう規定が置かれたわけでありまして、その法律的な内容は、そういうこの條件に該当しませんが、新聞が選挙運動の期間中、選挙に關する報道及び評論を掲載することを禁止するわけです。

○立花委員 それでは発行を禁止するのではない、報道掲載を禁止するのですか。その場合、たとえば全国的に行われる総選挙等はわかりませんが、一選挙区で行われる市会選挙、あるいは知事選挙、こういう場合に、全国的な新聞雑誌の、選挙区以外の問題はどうかになるのですか。

○三浦法制局参事 それは選挙区とは全然關係ありません。選挙区の問題は、従来政治の機關紙につきましても、この選挙だけの關係の特例でございまして、これは選挙区におきましては、地方の全国的な新聞におきましては、地方の選挙につきまして記事を書きまかつたことがこの條件に該当しませんが、まかつた自由であります。

○立花委員 ちよつとわからぬですが、そうしたら、どこかで市会選挙が行われておる、その場合には、全国至るところで頒布されます雑誌、新聞において、その評論はできないということなんですか。

○三浦法制局参事 それは、百四十八條の三項に一号から四号まで書きましたが、この條件に該当するものであれば、どういふ新聞でも自由に報道評論ができる、こういうことではございませぬ。

○立花委員 それ以外のものですか。
○三浦法制局参事 それ以外のものは

できないわけですか。しかしながら、先ほど申し上げましたように「選挙運動の期間中に限り」ということにはいたしまして、なおその一年というものは、ある選挙が予定されまかつると、その選挙の期日から一年、従いまして選挙期日がそれ、違ひますれば、違つた選挙ごとに一年というふうなごさかのほつて計算するのであります。そうして選挙運動の期間中選挙に關する報道、評論ができない、こういうことになるのであります。

○鍛冶委員 今の話ですね、そういう場合、要するにあなたの今の説明からいうと、購読し得ざる数を買つて相当の金を出せば、脱法行為であつて違反になる、かように速記録にとどめていきたいと思います、よろしゅうございませぬか。

○三浦法制局参事 それ先ほど申しましたような趣旨であれば、ここに百四十八條の二という規定を新しく設けまして、物品の供與——当選を得、得しめる目的をもつて物品の供與をする、供與の約束をすることにもし該当すれば、もちろんさうなことになると思います。

○鍛冶委員 これは小委員会へ出ぬといふことで、またおしかりを受けるかもしれませんが、二十五の(2)の「立会演説会における代理者の演説回数制限を撤廃する」ということは相当考へものだと思ひますけれども、これは私だけではない皆さんも……。

○小澤委員 鍛冶君、何々……。
○鍛冶委員 二十五の(2)です。それは問題を提供するだけにしておきます。

それから今度は十六ページ二十九の街頭演説の「屋内から街頭に向つてする演説」、こゝでちよつと議論が出るのは、近ごろよくはやる、屋内で演説をやつておつて、拡声機を外へ出すことがある。これとこれとの区別がちよつとつかぬように思ひますが、これはどういふものですか。

○三浦法制局参事 それはけさの小委員会におきまして、委員長から話がありまして、屋内で演説会を開催しておりました、その演説の内容を外に向つて表示するために拡声機を出すということは、これは初めから街頭演説をする目的自体をもつて、部屋の中から屋外に向つてやる場合だけが拡声機の中の中を示してあるものに該当するもの、かように考へております。

○鍛冶委員 その次に、今度は十八ページの三十七ですが、政党的選挙運動ですが、これは衆議院の選挙の特例としてあるが、これは衆議院でなくとも、参議院の選挙でも、府県會議員の選挙でも同様でなからうかと思ひます。衆議院に限つたわけはどういふわけなんですか。

○三浦法制局参事 これはさうな点も一応考へられると思ひますが、政党的他の政治団体の政治活動というきわめて重大な内容を含んでおりますので、さしあたり衆議院の総選挙の場合において、こういう規定を設けるといふようなことが小委員会における御趣旨のようでありましたので、さういふに何しましたので、皆様の方におかれまして全部に適用とおしやれば、また別問題だと思ひます。

○鍛冶委員 私はこれは全部に適用し

ていいんじゃないかと思ひます。
○小澤委員 それは鍛冶君、小委員会で議論した問題なんでありまして、たとえば補欠選挙の場合にはどうするかという議論があつて、これは議論がなかつたかぬから、とりあえず衆議院の特例にしようということになつたのですから、御了承願ひいたします。

○並木委員 今の三十七の政党的活動で、ポスターの中に候補者の氏名を記載してはならないとなつております。ところがたいいてい政党的幹部というものは立候補しておると思うのですが、この候補者というものは、当該選挙の意味だと思ひますけれども、その点はつきりしておいてください。

○三浦法制局参事 それはさうに考へておりました、法律の方の三十八ページをごらん願ひますと「第一項第三号のポスターには、いかなる名義をもつてするを問はず、当該選挙区の議員候補者の氏名を記載することができない。」かように書いてあります。

○並木委員 政見放送、要するに放送のことについてお確かめしておきますが、けさ私外務委員会の方へ出ておりましたので、こちらの小委員会の方へ出席できませんでしたが、先ほどの説明では、けさの小委員会でも、民間放送の道も開けた、それは政令の定めるところによるということでありまして、これは政見放送も経歴放送も両方ともやるということですか。それから日本放送協会のほかに、民間放送も一緒にやろうというのか、放送協会の放送だけで民間放送をやらぬ場合もあるというのか、そういう点を詳し

たしまして、こういう規定を置きまし
た。

○菅家委員 この前三項は、みな社団
法人の新聞協会をつくることになるの
でしょう。

○三浦法制局参事 さよりになりま
す。

○菅家委員 そうすると、この四項は
つけなくてもいいんじゃないか。

○三浦法制局参事 つくらない場合に
おいて、全部の新聞がこれの中に入れ
ばもちろん仰せの通りでありますけれ
ども、やはり社団法人をつくらせて参り
ます場合は、現在文部大臣の認可
でありまして、認可の場合には、そ
の協会の資産とか、その他いろいろ十
分に審査いたしますので、ただ名前だ
けの協会は認めないというふうなこ
とでありますので、そこで多少の制限が
行われるんじゃないか、かように考え
ます。

○菅家委員 文部大臣の許可と言われ
ますが、社団法人は文部大臣の許可じ
やないでしょう。

○三浦法制局参事 現在は、新聞雑誌
については、所管は文部大臣になつて
おります。

○菅家委員 裁判所に手続をすれば、
新聞協会であろうと何であろうと社団
法人はできる。

○三浦法制局参事 それは民法三十四
條によります法人でございますので、
これはやはり文部大臣であります。

○菅家委員 できることを予想する新
聞協会はわかりましたが、それならば
日本新聞協会の会員でなければいけな
いとされた根拠は何でありますか。

○三浦法制局参事 それはあとで「社

団法人たる新聞協会の会員」とつけ加
えましたので、日本新聞協会はその例
示の一つであります。すでに日本新聞
協会は社団法人としてありますので、
それをただ例示的にここにあげまし
たのであります。日本新聞協会は、
やはり全国的な大きい規模のも
ので、さような意味において例示とし
てあげたのであります。

○菅家委員 新聞協会の会員でなけれ
ばならないという根拠は何であります
か。

○小澤委員長 ちよつと私が答えます
が、新聞協会に入るについては、新聞
協会がいわゆる自衛隊をするであろ
う、そうしてせんだつて参考人に聞き
ましたところ、現在協会に入るについ
ては、二人以上の紹介があつて、相当
内容を調査して、これなら堅実な新聞
だというものだけを入会させるとい
うことです。そういうふうにして自治的
にやつてもらふならば、できるだけ言
論機関は押えたくない、押えたくない
から押えずに済むようにし、いわゆる
選挙目当の新聞がなくなるような姿に
導くことがほんとうじゃないかとい
うことです。

○菅家委員 これはどうしてできるこ
とを予想しているのか。月に三回くら
いの新聞で、ここにあるところの前三
号のものも新聞協会をつくるというよ
うになつたならば、ほとんど全部のも
のが協会をつくつてやることになるの
だから、その趣意に反することになる
でしょう。日本新聞協会に入つた会員
というものは、日刊以外のものは入つ
てないんです。

○小澤委員長 これは石原君がこうい
うことを主張したんで……。

○菅家委員 ただ日本新聞協会の会員
たることということになれば、これは
全国の日刊紙というものはこれに入る
資格を持つてゐる。運輸省のバスを持
つてゐるし、一箇月に運輸省に運賃と
いうものを大体どのくらい納めるもの
という条件があつて入つてゐる。ただ
紹介があつたからといって、日本新聞
協会には入れない。鉄道のバスとい
うものはたはくれないのであります
で、運賃と通信料の関係で運輸省がバ
スを下げるのであります。それ以外
は、日本新聞協会にはいくら紹介があ
つても入れない。この新聞にとどめる
ということならば、会員たることとい
うのであります。新たにできること
を予想してやるなら、全部あつてもな
くても同じことになる。

○小澤委員長 新たにできる協会もそ
の線に沿つてできる協会ならいいじや
ないか。

○菅家委員 いや、そういうことはで
きないですよ。できるということは、
前三号の新聞がそういうものをつくる
のですよ。

○小澤委員長 だからその通りのもの
ができてなくても……。

○菅家委員 まあ三浦さんの聞きま
しよ。

○三浦法制局参事 それは百四十八條
の三項の一号で「新聞紙にあつては毎
月三回以上、」従来は日刊ということ
に考へておりましたが、日刊で制限す
るのはあまりに強過ぎますので、旬刊
以上のもの、いわゆる月に三回以上と
いうことで制限の規定をゆるめ
て参りました。さよりになりますと、
日本新聞協会は大体日刊紙を中心とい

たしておりますし、そうして東京新聞
等も入つておりましたので、従いまし
てそういう点を考へました場合におき
ましては、日本新聞協会よりもわくを
広げまして、ある社団法人である新聞
協会会員と、こういうことにしません
とこれに合いませんので、従いまして
そういうふうな広げて行つたわけであ
ります。

○菅家委員 これは小委員会が全部で
通過した案でありますから、あえて反
対はいたしません。これは妙なこと
になると思ふ。四号は、そういう趣旨
であれば、私は必要のない條文である
と思ふが、しかしながら小委員会
の諸君が検討されたことであらうと思
うから、この質問はこれで打切つてお
きます。

○河野(金)委員 今の話を聞いてみる
とその通りだと思ふのです。それで三
号まで非常に縛つて来ているのです
から、私もむしろこれは、小委員でや
りながら今こゝへ来て改めることはど
うかと思ふが、いいことならこれは改
めた方がいいと思ふから、私はこれは
やつぱりつた方がいい。三号で縛つ
ておけば大丈夫だろうと思ふ。

○菅家委員 なおこれは石原先生に何
いたのであります。日本新聞協会
というところでこれを押えるということ
ならば、前三号のものは入らなくなつ
てしまふのであります。前三号のもの
を入れるということになつたなら
ば、特定の社団法人を法律としてつけ
て置くことは私は考へるものだと思ふ。
言論機関はその他にもあるものであつ
て、これに限定して、そういうものの
会員でなければならぬと限定すべき
ものではないと思ふ、これがなくて

前三号で縛つてゐるのであるから。そ
ういう私は考へてあります。

○小澤委員長 四号はとれと言ふん
でしよう。

○菅家委員 四号はとつていいじやな
いかと言ふんです。私は法律として
つけて置くことにはないと思ふ。しか
し皆さんが大いに検討されたことであ
らうから、あなたが主張されたとい
うか……。

○石原(登)委員 これはお答えいたし
ますが、大体日刊紙以外の新聞を經營
してゐる人は、はなはだ失礼ですが、
どうも何というか、食ひものによつて
いるというふうな気がするんです。
「そんなことはない」と呼ぶ者ありい
や、ないものもあるけれども、そうい
う人もいふと言ふんです。そういう人
に限つて、むしろ選挙に害毒を及ぼし
てゐる。ほんとうに世の中のために協
力するといふような意味であればいい
けれども、そういう趣旨でなくて、自
分の食ひ物にするために、どつちかと
いへば恐喝の道具に使うといふよう
な傾向が見られる面がありますから、
それを防ぐという意味です。ところで日
本新聞協会はどうかしてこれをいいと
言つたかという、こういう新聞は、そ
れぞれ大きな資本をおろしまして、社
会的責任を持つてやつておられますか
ら、なか／＼でたらしめな記事は書きま
せん。そういう意味で日本新聞協会は
いいのじやないか、ここで縛つた方が
いいじやないかという、この言つたの
であつて、「その他社団法人たる新聞
協会の会員」ということについては私
は実はまだ不満だ。不満だけれども、
みんなの意向がそういうふうな意向で
あつたから、私は不満ながら賛成をし

ているわけです。

○菅家委員 わかりました。ちよつと

関連しますが、今の御意見であるならば、私は四号は必要なくなつたと思ふ。私は同感であります。大体選挙目当

につくる新聞のために、候補者その他一般選挙民が悩まされている。それは前三号によつて押えることができる。一年以上引続いてやるものであつて、第三種郵便物の許可をされているもの、その点である程度まで押えられるもの

と思ふ。私はそれでも不満足であるけれども、それでよほど押えられると思ふ。そうするならば、何も日刊新聞を基礎として、日本新聞協会の会員たることを必要としない。何もこれは関係

なくなるでしょう。日刊新聞だけあります。その他つくることを予想したら、その他社団法人たる新聞協会」というこの項目はまつたく必要ないものになつてしまふというように考えられる。

○石原(登)委員 菅家君、ところがそうじゃない。新聞は決して北海道で発行しているからといって、北海道でなくてはいけないというものでなくして、選挙のときに限つて北海道のどこかで発行している、たとえば日米新聞なら日米新聞というやつの一部をほかで印刷して発行するということは一向不可能でないんですよ。だから前三号の規定に沿つて——そういうような種類の新聞が、現に今発行している新聞でも、公正であるというやつが、群小

の新聞はそう公正でないといふは思つてゐる。だからそういう新聞が時を得た思えば、そういうふうな筆を曲げて来られると困るから、特にこれを主

張したのです。お互いに今まで非常に困つてゐる。

○菅家委員 だからあなたの困つてゐることは、この條文では除去できません。○石原(登)委員 どうしてと言つたつて、前三号の規定によつて、みなこれに当てはまる。みな注目しているから、協会をつくつてしまふ。

○石原(登)委員 だから「社団法人たる新聞協会」、これは不賛成なんです。不賛成だけれども、これは入つてしまつたからやむを得ず……。

○菅家委員 まあぼくは主張しない。それは皆さんがやつたんだから。○石原(登)委員 これは悪用される危険があります。

○菅家委員 悪用されます。

○石原(登)委員 ぼくは反対なんだ。いつの間にかぼくが知らない間に妥協しちゃつたんだ。

○多田委員 石原さんの御意見よくわかるのですが、先ほど来私が言つてゐるように、四の団体を認めるということになると、實質的には前三号の三つの条件を備えたものが社団法人をつくるということになりますし、いま一つは、日本新聞協会にいたしましたも、加入

脱退の自由の原則をとつてゐるにかかわらず、なか／＼加入させない、新しくできた社団法人にしましても、加入させないということになりますと、ほんとうにまじめに言論報道機関として仕事しているような人たちがこれから除去されてしまふ、報道あるいは言論の選挙に対する批判ができないということになりますので、四はひとつせひ

削除していただきたい。

○石原(登)委員 それは、われ／＼はまじめな人を拒否しようというのではありません。これに隠れてまじめな人が乱すのをみなおそれているわけですから。法律はみなそう、建前です。私はこの問題はどうしても賛成できません。

○田淵委員 議事進行について。小委員各位が御熱心に御研究されたことに對しては、私は深甚の感謝を捧げます。私たちが委員として本日出て、これを本日上げてしまふというふうな御題目で進まれることに對しては、われわれとして非常に納得の行かない点があるのではありません。大体会期の延長その他を、おそらく野党諸君も御承知であると思ひますが、本案が参議院に送付されましたも、審査期間は大体五日ないし一週間位と思ひます。さすれば会期の見通し等から見ましても、必ずしも明日の本会議に上程しなければならぬという必要はないと思ひます。土曜日の本会議で上げるといふこととものに、本日はこのくらいで一応審議は中止されて、われ／＼がこの資料を持つて帰つて十分研究して、明日、明後日の委員会で十分検討したい。大体衆議院議員選挙法の改正案が委員会にかかれば、委員長が頭を下げますというくらいのことには御存じの通り。これはスムーズに行くものではない。われ／＼小委員でないものには、ちねこれではつとやつたら、それこそいすが飛びますよ。どうか本日はこの程度に……。

○小澤委員 田淵君の意見はわかりましたが、とにかくそういう結論はまだ持つておりませんから、五時くらい

までもう少し質問を進めてもらひました。

○武藤(選)委員 要綱以外で、最近非常に事前運動が多いと思ふのです。これに對しては非難ごう／＼たるものがあるの、取締らなければならぬと思ふ。この要綱は告示があつてからの問題に集中してゐると思ふのです。小委員会ではこの問題について考えたことがあるのかどうか。また考えたけれどもこうだといふのか。もし事前運動を取締らないと、おそらくこんなものを大騒ぎしてつくりましても、告示があつたときには票がきまらましても、当落がきまつておるといふことになる。その点は、どうなつておりますか。

○小澤委員 長 その問題については、小委員会でも相当苦慮いたしました。法案的に何かないかといふことを考えたのであります。結局告示があつて、候補者に立候補しなければ事前運動の取締りが實際上できないという結論に達しました。しかしさしたる委員会としては、いわゆる決議をしまして、選挙管理委員会から何らかの方法を講じてもらうように要請をいたしました。そういう事前運動の問題は、武藤君も法律家ですから何もわかつておると思ふのですけれども、立法的にはちよつと困難なのです。だから、結局立候補して初めて事前運動の対象物になるのであつて、その人が立候補するかしないかわからぬうちに、選挙法で罰することは、非常に困難だといふ結論に達しましたが、こういう姿は少くともよろしくないといふ趣旨で、小委員会で決議をいたしました。選挙管理委員会に適當な措置を講じてもらうように要請いたしております。

○武藤(選)委員 御趣旨はわかりましたが、事前運動ということになりますと非常にむずかしくなりますが、選挙運動類似の行為を取締るのは、何か方法を技術的に考えることはできませんか。

○小澤委員 長 その点も考えてみました。が、あなたに名案でもあつたら出してください。

○鐵治委員 私も提案しようと思つたのです。判例には、立候補せないとはいへども、立候補する意思が明瞭であつて、そうして運動しておることが明瞭であれば、事前運動として違反になるということがある。それから全国選挙管理委員会にこの前あれだけ言うたけれども、何かやつてゐるのですか。かりに犯罪にならぬとしても、この男が立候補すれば必ず犯罪になるという者があれば、今のうちに調べておいてくれといふことを公式に言つた。人を呼んでごちそうしておつたとか、人のうちに戸別に品物を贈つたとか、そういうものはざらにある。こういうものを今のうちに調べ上げてくれ、こういうたのですが、どうですか。

○吉岡政府委員 事前運動をどうして取締るかという問題は、取締りの方法としては非常にむずかしいのであります。しかし鐵治さんのお話のように、現在事前運動らしい行動をやつておる者は注意をしております。よく調べておくことはできることではあります。これは取締り当局でやつておると存じます。ただ選挙管理委員会としては、これは一般の選挙民、あるいは運動者等になる人の自覚が一番必要なことでありまして、それは一般の啓蒙の運動としてなるべく運動を起したいといふつ

たが、事前運動といふことになりまして、非常にむずかしくなりますが、選挙運動類似の行為を取締るのは、何か方法を技術的に考えることはできませんか。

○武藤(選)委員 御趣旨はわかりましたが、事前運動といふことになりまして、非常にむずかしくなりますが、選挙運動類似の行為を取締るのは、何か方法を技術的に考えることはできませんか。

○武藤(選)委員 御趣旨はわかりましたが、事前運動といふことになりまして、非常にむずかしくなりますが、選挙運動類似の行為を取締るのは、何か方法を技術的に考えることはできませんか。

○武藤(選)委員 御趣旨はわかりましたが、事前運動といふことになりまして、非常にむずかしくなりますが、選挙運動類似の行為を取締るのは、何か方法を技術的に考えることはできませんか。

○武藤(選)委員 御趣旨はわかりましたが、事前運動といふことになりまして、非常にむずかしくなりますが、選挙運動類似の行為を取締るのは、何か方法を技術的に考えることはできませんか。

○武藤(選)委員 御趣旨はわかりましたが、事前運動といふことになりまして、非常にむずかしくなりますが、選挙運動類似の行為を取締るのは、何か方法を技術的に考えることはできませんか。

○武藤(選)委員 御趣旨はわかりましたが、事前運動といふことになりまして、非常にむずかしくなりますが、選挙運動類似の行為を取締るのは、何か方法を技術的に考えることはできませんか。

○武藤(選)委員 御趣旨はわかりましたが、事前運動といふことになりまして、非常にむずかしくなりますが、選挙運動類似の行為を取締るのは、何か方法を技術的に考えることはできませんか。

○武藤(選)委員 御趣旨はわかりましたが、事前運動といふことになりまして、非常にむずかしくなりますが、選挙運動類似の行為を取締るのは、何か方法を技術的に考えることはできませんか。

もりで、いろ／＼画策しております。
○鐵冶委員 これれはひとつ最高の次長でも呼んで置けてみて、ただちに判例で罰せられるなら罰する。罰せられぬという疑いがあるならば、今から調べておくというにしなければならぬと思う。

○小澤委員長 もしきよの審議が延びるようであれば、あしたでも次長か検事総長か、さもなくば国家警察の齋藤君にでも来てもらって、委員会の要望を伝えて善処してもらおうことにしたいと思います。それが新聞に出ただけでも効果があると思う。

○田淵委員 確かに議員の登壇率の關係だけでも効果がある。われ／＼が熱心に国会で審議しておるのに、政治道徳に反するようなことを追放解除者がやっておる。聞くところによると、すでに一千万使つたという人間がある。酒一升持つて行くようなことを選挙区でやっておる。われ／＼現職は、国会で独立後の法律を審議してつくつておる。こういうことに対して選挙管理委員会はどうかをやるか。委員会というものは独自のものが、きのうの本会議の松本博士ののを見てわかるように、委員会には——選挙管理委員会はどうか知らぬが、大体ろくな者はおらぬ。そういうような意味で、われ／＼は追放解除者の事前の選挙運動をどういふようにするかという結論をこの委員会を出したい。(牧野さんもやつておる)と呼ぶ者あり。牧野さんだつて悪いことをしたら承知しない。それははつきりしておる。しつかりと追放解除者の事前の選挙運動をとめてしまわなければ、われ／＼は国会でおちついて審議できません。

○小澤委員長 どうでしょう、横道ばかりでしてありますが、今の問題は措置しますから、内容の問題で何か御質問がありましたら……。

○立花委員 新聞の問題で、さいぜん聞いて何かごまがされたような気がするのでありますが、選挙目当の新聞雑誌は禁止するということとはわかるのですが、選挙目当でない新聞雑誌、しかもこの規格外の新聞雑誌、たとえば京都で選挙がある、京都だけの市長選挙が行われる、その場合に、北海道だけで出しておる新聞が政治問題として京都の選挙の問題を評論する、こういうものまで禁止するかどうか。これは選挙を正当にする評論報道ではないのだから、禁止する必要はないじやないか。この条文の上からいってもそれは明白なんです。もちろん私も、全面的に評論の制限には反対なのですが、この範囲内でもその問題があるので、この問題を聞いておきたい。

○三浦法制局参事 要綱に「いわゆる選挙めあて」の新聞雑誌と書いてあります。これは、百四十八條第三項の規定はそういう趣旨で設けたのだということを書いたのでありまして、法律の上におきましていわれる選挙目当の新聞云々ということとは、なか／＼実際問題といたしましてその形態をとらえることが容許でありませぬ。従いましてそういう目的を持つてそういう新聞を押えるといえます。従いまして、一、二、三、四号に書いてありますように、月に三回以上とか、あるいは第三種郵便物の認可を得ているとか、一年以来それは発刊し続けているとか、こういう条件のもとに考えるよりしかたがない。従いましてここに書いてある「いわゆる選挙めあて」の新聞は、こういうような面から規正することにしたという趣旨を書いただけでありませぬ。

○立花委員 趣旨は明白なものです。だからその趣旨に従つて法律がつくられる。選挙目当の新聞で、一、二、三、四の規格外の新聞はそういう報道をしてはいけないという事です。だから規格外の新聞でも、選挙目当じやなしに、しかも選挙区ではなしに、選挙に全然関係なしに、北海道の新聞が京都の市長選挙の問題を評論するという場合は、この趣旨には当てはまらないのではないか、それをどうするかということでありませぬ。

○三浦法制局参事 それは選挙と、それから新聞の流通性というものを考えました場合におきまして、北海道の新聞が必ずしも北海道だけで売らざれば、ほかに所々に流れて行かないといふことはちよつと予定もできないのでありまして、従いまして選挙に関する評論の規正をいたします以上は、やはり全国的に選挙に関する報道、評論の規正という面で行かなければ、押えることができないだろうと思はれます。従いましてそういうものが、たとひ北海道の選挙でなく、北海道の新聞が京都のことを書きまして、この規定では押えて行く、そういういふ場合におきましては、やはり同じような問題が起つて来るのでありまして、そういう意味から全体的に押えて行く、こういうふうな考えております。

○立花委員 それではこの趣旨は大分違つて来る。いわゆる選挙目当の新聞というものと大分それは違つて参りますので、善意の新聞がやはりこういうことで規正を受けるということがはつきりいたしません。この場合でも、やはり総選挙とか、そういう問題を目当にしてつくられたのであつて、全然他に選挙が行われていない、一部において行われている選挙について、全然その選挙とは関係のないものを禁止することは、やはり今の法律の建前上、これはなるべく避けられる方がいいと思はれます。その趣旨はやはり私はつきりすべきだと思ふ。

それからもう一つは、演説会の問題ですが、演説会を四十回に限つていふことなんです。政党的にやります演説会には座談会が入るかどうか、政党的にやります演説会を一回に限定しているのだから、こういうものを予定されているのか。

○三浦法制局参事 その点は法律の三十二ページの二百一條の三の二項をこらんになつていただきたいと思います。一、いかなる名義をもつてするを問はず、選挙運動のためにする座談会、議員候補者のために合同して行う演説会は、同項の個人演説会とみなす。規定いたしてありますので、さような範疇に入れば同様に制限される、かように考えます。

○立花委員 その問題はわかつているのです。だからそれを、三十七の(1)に規定してありますところの、政党的の演説会にもその形を当てはめるのかということをお聞きいたします。

○三浦法制局参事 ここで「政党的演説会の開催は、一選挙区につき一回とする」ということは、これは衆議院の特例であります。それ以外に政党が何かの形で演説会をやりました場合には、先ほど私が申しましたものの中に入り、その制限を受ける。こういうことでありませぬ。

○立花委員 では何の形にかかわらず、座談会の形にしろ、懇談会の形にしろ、あるいはあいさつの形にしろ、政党が国民に話をいたします場合には、全部この政党的演説会とみなすということになりますか。

○小澤委員長 ほかにありませんか——立花君、君は小委員なんだから、ほかの人たちが質問がなかつたら何だが——小委員外の人の質問に関連した質問の趣旨ならいいけど——これは小委員会できめたことを文章にしただけです。

○立花委員 文章にしたのに疑問があるのだから——今のはそういうものを含むのですか、返答がなかつたが——それからこれは政党的の場合なんで、個人の場合はどうするのです。個人の政党的人がやる政見発表会、こういうものはどうするか。

○三浦法制局参事 それは三十五ページの二百一條の四に、「衆議院議員の選挙においては、選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行う立憲演説会及び個人演説会を除く外、いかなる名義をもつてするを問はず、開催することができない。」と書いてありますので、それ自体が聞けないということになりますから、問題ないと思ひます。

○立花委員 それは選挙運動のためにする演説会なんで、これと政党的個人の政見発表の演説会とは別なんです。

これによつてそれを規正するということはどこにもありません。そのことを聞いておるのです。

○小澤委員長 立花君の言うのは候補者でしょう。

○立花委員 いえ、違います。

○三浦法制局参事 それは私は大体かように考えております。政党が行いますところの政談演説会は、一選挙区について一回、こういうことにいたしましたので、従いましてこれの回数を越えてやることは、これの制限違反ということになります。その結果、自然に選挙運動期間中の政党の演説会というものは行えなくなると思っています。

○立花委員 政党の演説会とは一体何です。個人でやる政談演説会とはおのずから区別があると思ひます。政党の演説会と個人の演説会とどう区別するのです。

○河野(金)委員 おそらく立花君の言うのは、共産党なら共産党がやるのはこれは一回だ、けれども、共産党の立花君とかという男がよその選挙区に行つてやることは、共産党とかんとか何も出さないで、立花君とかというのが個人でよそに行つてやるのはどうだということだと思ふのですが、それもやはり選挙中は選挙運動とみなすという解釈でなければならぬと思ふ。

○立花委員 河野君の今の話はちよつと違ひ。共産党が党としてやる場合と、共産党の者が個人でやる場合と、もちろんこれは区別しなければいけないのですが、そのほかに、何ら党籍を持たない、共産党でも自由党でも何もない、政党の党籍を持たない無所属、あるいは無党無派の者が政見発表をやる……。

○小澤委員長 政見発表でしよう、それは要するに候補者のことを言うのです。

○立花委員 だから、そういうことは候補者の制限をしてあるからそれはわかる。そのほかに候補者以外のものについては、これはどこにも規定がないじゃないですか。

○三浦法制局参事 これはかように考えております。選挙運動のための演説会ということになれば、個人がたとえ政治的な意見を述べるために会を開くということは、これは言論の自由ですから、抑圧しておりません。

○鍛冶委員 立花君の言うのはこういうことです。日本共産党でやるならば一回という制限があるが、たれか個人で、共産党は最もいいのだという演説会をやつてもいいかと言ふらうが、立花君の立つている選挙区に来て、共産党は最もいいと言ふことは、これは選挙運動だ、それは共産党でも社会党でも自由党でも選挙運動だから、これはいけない。

○立花委員 鍛冶君は非常に局限して言つてゐるので、それは自由党という言葉を使わない、共産党という言葉は使わない。個人で政見を発表する場合どうする。

○小澤委員長 それは要するに選挙運動とみなされ、あるいは選挙運動の、特定の候補者に有利になるとかという場合には、いつでも、だれがやつてもその取締りを受ける……。
〔その通り〕と呼ぶ者あり。
○立花委員 有利とは一体どういふことなんです。それが明白にならなければわからない。

○小澤委員長 それは演説の内容によつて判断する。

○立花委員 内容はどういふ点がいけないのか。

○小澤委員長 どういふ点といつても、言つてみなければわからないじゃないか。君、やつてみたまえ、演説を……。(笑声)

○立花委員 その点は明白じゃないんですよ。

○小澤委員長 明白です。

○鍛冶委員 君は明白でないことにしようとかかつてゐる。

○立花委員 そうではない。

○小澤委員長 それでは大分時間も進みましたから、明日午前十時からやりまして、明日中には委員会をあげるといふ趣旨でお願ひします。

○立花委員 本日はこの程度にて散会いたします。

午後四時四十二分散会